

区民生活部

事業概要

(令和7年度実績)

令和8年8月

目 次

第1 組織等

1 区民生活部、産業経済部、文化・スポーツ部の組織	1
2 決算	2

第2 地域振興

1 地域活動団体支援	
（1）町会・自治会等に対する区事務事業委託	3
（2）地域活動団体保険	3
（3）私道防犯灯整備助成	4
（4）私道防犯灯維持管理	4
2 火災見舞金	5
3 まちづくり活動助成	6
4 民間保養施設事業	6
5 斎場	
（1）セレモニー目黒	8
（2）臨海部広域斎場	8
6 基幹統計調査	
（1）基幹統計調査の実施	9
（2）統計調査員確保対策	10
7 自衛官募集	11

第3 税

1 特別区税	
（1）特別区民税	12
（2）軽自動車税（種別割）	12
（3）軽自動車税（環境性能割）	15
（4）特別区たばこ税	15
（5）入湯税	15
（6）鉦産税	15
（7）実績	15
2 臨時特別給付金事業	20

第4 国民健康保険・高齢者の医療・国民年金

1 国民健康保険	31
2 高齢者の医療（後期高齢者医療制度）	33
3 国民年金	35

第5 産業経済

1 中小企業融資	
(1) 中小企業融資あっせん制度	36
(2) セーフティネット保証制度(第5項第2号、第4号、第5号)	37
2 商店街振興	38
3 ものづくり振興	40
4 農業振興	40
5 商工振興	
(1) 商工団体補助	41
(2) 生鮮食品小売団体補助	42
(3) 公衆浴場確保対策	42
(4) 従業員顕彰	43
(5) 創業支援	44
(6) 商工まつり	45
(7) 目黒区中小企業者向け専門家活用支援事業助成金	45
(8) SNS 広告宣伝活動費補助金	46
6 就労支援	46
7 中小企業センター	
(1) 中小企業センター運営	49
(2) 勤労福祉会館運営	50
8 消費生活センター	
(1) 消費生活センター運営	51
(2) 消費生活環境整備と消費者力向上に係る事業	52
(3) 消費者被害への取組	52

第6 文化・交流

1 国際化推進・自治体交流	
(1) 北京市東城区との交流	54
(2) ソウル特別市中浪区との交流	54
(3) 国内交流事業	55
2 目黒区国際交流協会助成	56
3 目黒区民まつり	57
4 芸術文化	
(1) めぐろオータムアート	58
(2) 伝統文化子ども教室	58
(3) めぐろ子ども音楽祭	58
(4) 目黒区芸術文化振興財団に対する助成	59
(5) 指定管理者制度による目黒区文化ホール、目黒区美術館の管理運営	59
(6) 博物館資料収集	60

(7) 目黒区文化祭	60
(8) 障害者美術展	61
(9) MDC (メグロダンスコネクション)	61
5 観光まちづくりの推進	61

第7 スポーツ振興

1 スポーツ・レクリエーション施設運営	62
2 交流機会の提供	69
3 指導者育成	72
4 総合型地域スポーツクラブモデル事業	72
5 スポーツ推進委員運営	73
6 目黒区施設予約システム (スポーツ)	73
7 スポーツ表彰	74
8 スポーツ振興基金	74
9 学校開放	75
10 スポーツ機会創出事業	76

第8 戸籍住民

1 戸籍事務	79
2 戸籍証明書等の広域交付	79
3 住民記録事務	79
4 広域交付住民票の発行	80
5 マイナンバーカード (個人番号カード) の交付	80
6 公的個人認証サービス	81
7 コンビニエンスストアでの各種証明書の交付	81
8 住居表示管理	82
9 土曜・日曜窓口の開設	82

第9 地区サービス事務所運営

1 コミュニティ支援	
(1) 住区住民会議活動支援	83
(2) 住区イベント補助	83
(3) 住区センター運営	84
2 公証事務	85

第 1 組織等

1 区民生活部、産業経済部、文化・スポーツ部の組織

令和8年4月1日現在



2 決算

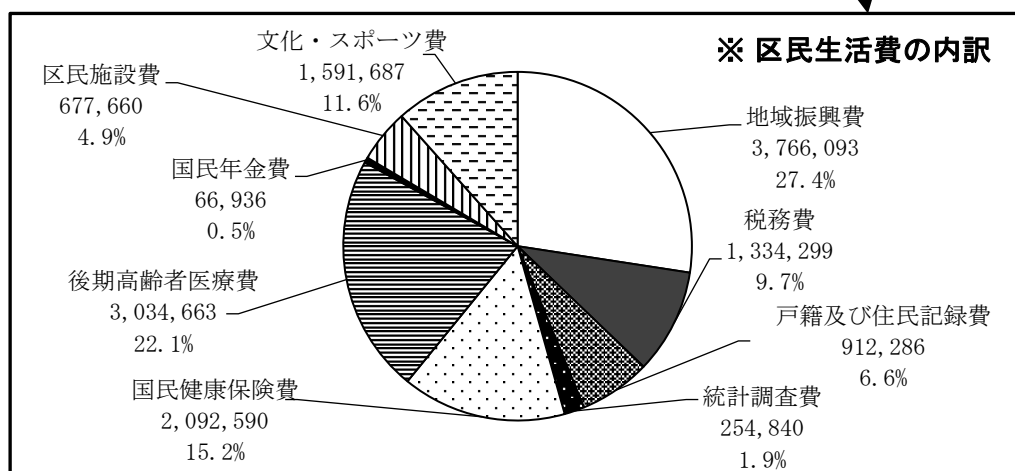
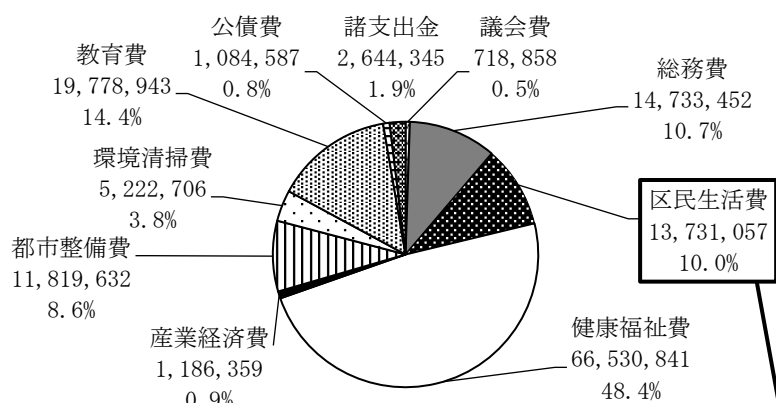
令和7年度目黒区の一般会計決算歳出額は、1,374億5,077万9千円である。そのうち区民生活費の割合は10.0%で137億3,105万7千円、産業経済費は0.9%で11億8,635万9千円になる。

※ 目黒区一般会計決算歳出一覧

(千円)

科目(款)	予算現額	決算額
議会費	728,500	718,858
総務費	15,748,037	14,733,452
区民生活費	15,482,119	13,731,057
健康福祉費	69,790,858	66,530,841
産業経済費	1,297,884	1,186,359
都市整備費	12,374,321	11,819,632
環境清掃費	5,366,322	5,222,706
教育費	24,139,974	19,778,943
公債費	1,118,418	1,084,587
諸支出金	2,648,529	2,644,345
計	148,694,962	137,450,779

〈科目(款)別歳出の状況〉



※歳出一覧及び区民生活費の内訳について、各項目で四捨五入しているため、合計額が計算結果と異なる。

第2 地域振興

1 地域活動団体支援

(1) 町会・自治会等に対する区事務事業委託

根拠法規：町会・自治会等に対する区事務事業委託要綱

ア 目 的

区及び関係行政機関の事務事業の一層の普及発展を図る。

イ 概 要

区及び関係行政機関の事務事業推進のため、町会・自治会等にポスターの掲示、チラシの配布及び各種委員等の推薦等の事務事業を委託する。

ポスター等掲示のための掲示板の整備を行う。

ウ 実 績

回覧・掲示依頼件数 (単位：件)

年度	5 年度	6 年度	7 年度
依頼件数	73	92	84

掲示板数 (単位：基)

年度	5 年度	6 年度	7 年度
掲示板数	1,001	992	988

掲示板工事等実施状況 (単位：基)

年度	5 年度	6 年度	7 年度
新設	4	7	4
修理	0	0	0
その他	30	15	9

(2) 地域活動団体保険

ア 地域活動団体損害賠償責任保険

根拠法規：目黒区地域活動団体損害賠償責任保険取扱要綱

(ア) 目 的

区内の団体が地域活動中に第三者に対して損害賠償責任を負う場合の保険制度を設け、区民の地域活動の振興に寄与する。

(イ) 概 要

区内の地域活動団体が、無報酬で労力、知識、技術の提供を行う地域活動中に行事運営上の不備が原因で参加者等の第三者または財物などに損害を与えた場合に支払われる保険に加入する。

(ウ) 実 績

加入団体数

年度	5 年度	6 年度	7 年度
加入団体	138	140	138

イ 地域活動団体傷害保険

根拠法規：目黒区地域活動団体傷害保険取扱要綱

(ア) 目的

区の事務事業の一部を委託している町会・自治会及び住区住民会議の役員等を対象に、普通傷害保険（令和４年度からは傷害総合保険）に加入することによって、活動の活性化と円滑化を図る。

(イ) 概要

区が事務事業委託している町会・自治会及び住区住民会議の役員・事業従事者を対象として、区からの委託事務従事中に発生した事故によって死傷した場合に対応する普通傷害保険（令和４年度からは傷害総合保険）に加入する。

(ウ) 実績

加入団体数

年度	５年度	６年度	７年度
加入団体	105	105	105

(３) 私道防犯灯整備助成

根拠法規：目黒区私道防犯灯整備助成条例、目黒区私道防犯灯整備助成条例施行規則

ア 目的

交通の安全・保安の確保、その他の生活環境の整備を図る。

イ 概要

私道における防犯灯を整備するため、整備基準により算出した工事費の９５％を助成している。

昭和４９年から事業を開始しているが、平成１２年度に土木部工事課から移管。

平成２５年度から令和元年度まで、蛍光灯からＬＥＤ灯への計画的な付け替えを行った。

ウ 実績

年度	５年度	６年度	７年度
整備灯数（灯）	22（５）	17（７）	11（５）
助成金額（円）	2,712,100	1,415,000	1,245,400

※（内数）はＬＥＤ

(４) 私道防犯灯維持管理

根拠法規：目黒区補助金等交付規則、

目黒区私道防犯灯電気料補助金交付要綱

ア 目的

交通の安全・保安の確保、その他の生活環境の整備を図ること。

イ 概要

私道における防犯灯維持管理経費補助を目黒、碑文谷防犯協会に対して行っている。

ウ 実 績

年度		5 年度	6 年度	7 年度
目黒防犯協会	灯数 (灯)	1, 166	1, 150	1, 150
	金額 (円)	4, 619, 990	4, 461, 400	4, 202, 800
碑文谷防犯協会	灯数 (灯)	1, 730	1, 732	1, 733
	金額 (円)	6, 754, 529	6, 754, 400	6, 421, 600

※令和 5 年度は補正 3 号対応でエネルギー価格高騰の影響を受ける町会・自治会等の負担緩和のため電気料金補助の追加交付を実施した。

2 火災見舞金

根拠法規：目黒区火災見舞金等支給要綱

(1) 目 的

区内で発生した火災によるり災者に対して見舞金等を支給する。

(2) 概 要

ア 見舞金

	全壊・全焼	半壊・半焼・冠水
普通世帯	50, 000 円	25, 000 円
単身世帯	40, 000 円	20, 000 円
事業所	30, 000 円	15, 000 円

イ 弔慰金

1 名につき 100,000 円

(3) 実 績

火災見舞金等年度別一覧

年度		5 年度	6 年度	7 年度
全焼 (壊)	普通世帯	0 件	3 件	5 件
	単身世帯	1 件	3 件	1 件
	事業所	0 件	0 件	0 件
半焼 (壊)	普通世帯	1 件	3 件	0 件
	単身世帯	0 件	1 件	1 件
	事業所	1 件	0 件	0 件
冠水	普通世帯	0 件	0 件	2 件
	単身世帯	0 件	2 件	1 件
	事業所	0 件	0 件	1 件
弔慰金		0 件	1 件	1 件
支給世帯件数		3 件	※1 12 件	※2 11 件

※1 弔慰金 1 件は、半焼（壊）普通世帯 1 件と同一世帯へ支給しているため支給世帯件数には計上していない。

※2 弔慰金 1 件は、全焼（壊）普通世帯 1 件と同一世帯へ支給しているため支給世帯件数には計上していない。

3 まちづくり活動助成

根拠法規：まちづくり活動助成審査会要綱、まちづくり活動助成金交付要綱

(1) 目的

区民が自主的におこなうまちづくりに資する実践活動に対して補助金を交付することにより、目黒区が進めるまちづくりの一層の推進を図ることを目的とする。

(2) 概要

区内に所在し、区民を主たる構成員として結成された団体が自主的に行うまちづくり活動で、区長がまちづくりに資すると認めた公益的な活動に対し助成金を交付する。

令和5年度より、助成の対象となる活動を目黒区基本計画における基本目標の達成につながるまちづくり活動を行う団体で、(1) 学び合い成長し合えるまちづくりの活動、(2) 人が集い活力あふれるまちづくりの活動(3)健康で自分らしく暮らせるまちづくりの活動(4)快適で暮らしやすい持続可能なまちづくりの活動(5)安全で安心して暮らせるまちづくりの活動の実施を通して地域の活性化や地域課題の解決に取り組むことにより、住民同士の支え合い・助け合いの基盤となる地域コミュニティの形成・発展につながるものとしている。

令和元年度から町会・自治会への助成の部を新設し、区内の町会・自治会が他の町会・自治会と連携・協力して行う、地域の課題解決や活性化につながる活動に対する助成を試行実施した。

(3) 実績

活動内容別助成実績 (令和5年度から7年度まで)

(単位:円)

活動内容	5年度		5年度(町会・自治会への助成の部)		6年度		6年度(町会・自治会への助成の部)		7年度		7年度(町会・自治会への助成の部)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
学び合い成長し合えるまちづくりの活動	0	0	0	0	1	198,733	0	0	2	390,240	0	0
人が集い活力あふれるまちづくりの活動	2	250,000	1	140,460	1	100,000	1	100,000	2	286,357	2	382,222
健康で自分らしく暮らせるまちづくりの活動	1	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
快適で暮らしやすい持続可能なまちづくりの活動	2	161,561	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安全で安心して暮らせるまちづくりの活動	1	32,057	1	159,392	1	34,300	0	0	0	0	1	200,000
計	6	543,618	2	299,852	3	333,033	1	100,000	4	676,597	3	582,222

4 民間保養施設事業

根拠法規：目黒区民間保養施設事業(契約保養施設)実施要綱

目黒区民間保養施設事業(協定保養施設)実施要綱

(1) 目的

民間保養施設との契約又は協定により、区民の利用に供する。

(2) 概 要

ア 契約保養施設

施設番号	名 称	所 在 地	契約室数
1	ホテル花月園	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1 2 4 4 - 2	5 室
2	ホテル暖香園	静岡県伊東市竹の内 1 - 3 - 6	5 室

※令和 7 年 9 月末をもって協定保養施設へ移行。

(ア) 利用対象者

目黒区在住者（住所を有するもの）及び同行者。

(イ) 利用料金

目黒区在住者は、契約料金から区補助額を差し引いた金額で利用できる。

補助額は、大人 3,000 円、小学生 2,000 円、3 歳以上小学生未満 1,000 円。

イ 協定保養施設

施設番号	名 称	所 在 地
1	ニューウェルシティ湯河原	静岡県熱海市泉 1 0 7 番地
2	ホテルサンミ倶楽部	静岡県熱海市和田浜南町 5 - 8
3	ニュー八景園	静岡県伊豆の国市長岡 2 1 1 番地
4	ホテル京都エミナース	京都府京都市西京区大原野東境谷町 2 - 4
5	横浜みなとみらい万葉倶楽部 (日帰り利用)	神奈川県横浜市中区新港 2 - 7 - 1
6	四季倶楽部	全国各地に利用可能な直営・提携施設を有す
7	ホテル花月園	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1 2 4 4 - 2
8	ホテル暖香園	静岡県伊東市竹の内 1 - 3 - 6

※令和 2 年 4 月 1 日からホテル京都エミナースが加わった。

※ 7・8 の施設は令和 7 年 1 0 月 1 日から契約保養施設から協定保養施設へ移行

(ア) 利用対象者

目黒区在住、在勤者及び同行者。

(イ) 利用料金

目黒区在住、在勤者及び同行者は、区が施設と取り交わした協定により、優待料金で利用できる。

(3) 実 績

ア 契約保養施設

	5 年度		6 年度		7 年度(9 月まで)	
施設番号	利用者数 (人)	部屋稼働率 (%)	利用者数 (人)	部屋稼働率 (%)	利用者数 (人)	部屋稼働率 (%)
1	470	11.5	377	9.9	190	11.3
2	214	5.1	170	3.9	100	4.2
合計	684		547		290	

※令和 7 年 9 月末で契約保養施設の契約は終了。

イ 協定保養施設

	5 年度		6 年度		7 年度	
施設 番号	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)
1	36	85	42	135	57	241
2	19	51	24	64	23	50
3	16	40	20	46	23	87
4	0	0	0	0	0	0
5	45	75	41	86	53	93
6	40	106	23	59	15	43
7	－	－	－	－	26	87
8	－	－	－	－	6	25
合計	156	357	150	390	203	626

※ 7・8の施設については令和7年10月から契約保養施設から移行
7年度の数字は10月から3月までの実績

5 斎 場

(1) セレモニー目黒

根拠法規：目黒区区民斎場条例、目黒区区民斎場施行規則

ア 目 的

区民に葬儀の場を提供することにより、区民の福祉の増進を図るため、目黒区区民斎場を設置する。

イ 概 要

開 設	平成12年12月1日（受付開始11月27日）
式 場	1室（42席）・・・2組
洋 室	1室（約30席）・・・2組
和 室	2室（6畳・3畳）・・・2組

※ 式場・洋室・和室を一式として、同時に2組までの葬儀を行うことができる。

休 館 日	1月1日・2日、その他施設点検等に伴う臨時休館日
管理運営	指定管理者（平成20年度から制度導入）

ウ 実 績

	5 年度	6 年度	7 年度
利用件数	263	175	180
利用可能件数	609	507	680
利用率	43.2%	34.5%	26.5%

※ 利用件数は利用開始日の年度で算定。

※ 利用率＝（利用件数/利用可能件数（友引含む））×100

(2) 臨海部広域斎場

根拠法規：臨海部広域斎場組合臨海斎場条例・施行規則、臨海部広域斎場組合理約

ア 目 的

高齢化社会の進展等による死亡者数が増加していることから、廉価な費用で安心して利用できる火葬場を区民に提供する。

イ 概 要

敷地面積	約 22,500 m ²
建物の概要	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造 地上2階建て
構成施設	火葬炉10基、葬儀式場4式場、霊安室外
休 館 日	火葬施設：1月1日～1月3日 葬儀施設：12月31日午後～1月3日午前 その他施設点検等に伴う臨時休館日
利用開始	平成16年1月15日
管理運営	臨海部広域斎場組合（目黒区、港区、品川区、大田区、世田谷区の5区で組織した、地方自治法による一部事務組合。）

ウ 実 績

利用件数（目黒区民）

	5年度	6年度	7年度
火 葬	383（4.1%、9,395）	390（4.0%、9,808）	408（4.3%、9,595）
葬儀式場	56（4.0%、1,401）	51（3.6%、1,400）	65（4.6%、1,399）

※（ ）内は、全体に占める目黒区の利用件数の割合、全体の件数

6 基幹統計調査

（1）基幹統計調査の実施

根拠法規：統計法、統計法施行令、各統計調査規則

ア 目 的

我が国の人口の状況及び商工業等や国民生活の実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得る。

イ 概 要

統計法では、国勢統計、国民経済計算及び国の行政機関が作成する統計のうち特に重要な統計として総務大臣が指定したものを「基幹統計」と位置づけており、基幹統計を作成するための調査を基幹統計調査という。令和8年3月31日現在で、54の基幹統計がある。

国の基幹統計調査の事務の一部は、法定受託事務として地方公共団体が行うこととされており、地域振興課統計係では8の基幹統計調査の実施事務を担当している。

令和7年度は、実施年度の周期に基づき、令和8年3月31日現在で基幹統計調査を2調査実施した。

ウ 実 績

（ア）学校基本調査（基幹統計調査）

- ◇ 調査目的… 学校に関する基本的な事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る。

- ◇ 調査期日… 令和7年5月1日
- ◇ 調査周期… 毎年
- ◇ 調査方法… ・全数調査
・郵送調査（インターネット利用による提出を含む）

◇ 目黒区内の学校数 (単位：校)

		5年度		6年度		7年度	
		私立	公立	私立	公立	私立	公立
学 校 種 別	幼稚園	19	1	19	1	19	1
	こども園	0	2	0	2	0	2
	小学校	2	22	2	22	2	22
	中学校	6	9	6	9	6	7
	特別支援学校	0	0	0	0	0	0
	専修学校	4	0	4	0	4	0
	各種学校	3	0	3	0	3	0
	計	34	34	34	34	34	32

※ 学校数は、区で調査を行うことになっている学校の数値。

※ 公立学校の調査については、その事務を教育委員会に委任。

(イ) 国勢調査（基幹統計調査）

- ◇ 調査目的… 国内の人口、世帯、産業構造等の実態を把握するとともに、各種行政施策その他の基礎資料を得る。
- ◇ 調査期日… 令和7年10月1日
- ◇ 調査周期… 5年
- ◇ 調査方法… ・全数調査
・調査員調査（インターネット利用による提出を含む）
- ◇ 調査区数… 2749調査区
- ◇ 調査員数… 1227人
- ◇ 指導員数… 250人

(2) 統計調査員確保対策

根拠法規：統計調査員確保対策事業委託要綱（総務省）

東京都統計調査員確保対策事業実施要綱

目黒区統計調査員候補者登録制度要綱

ア 目 的

各種基幹統計調査を円滑に実施するため、あらかじめ統計調査員候補者を統計調査員候補者として登録し、統計調査員の確保を容易にするとともにその資質の向上を図る。

イ 概 要

この事業は、国が都道府県に委託し、都道府県が区市町へ委託して実施されている。本区の統計係では、東京都からの委託を受けて、国が実施する基幹統計調査に従事する統計調査員を確保するため、あらかじめ統計調査員候補者の登録を行い、また、登録された者に対し、統計調査員として必要な知識等を付与するための研修を実施している。

ウ 実 績

統計調査員候補者登録状況（各年度7月1日現在）（単位：人）

年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度
登 録 者	112	112	111
準登録者	—	—	—
計	112	112	111

統計調査員研修会実施状況

年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度
参加者数 (人)	4 8	7 2	3 2
講 師	目黒区地域振興課 統計係職員	総務省統計局職員	株式会社テラ・コ ーポレーション
内 容	適切な調査方法を 考える — 調査関 係書類の作成方法 を中心に —	国勢調査に向けた 実務理解	統計調査員マナー ・ 接遇研修

7 自衛官募集

根拠法規：自衛隊法、地方自治法

（１）目 的

自衛官の募集に関する事務を行う。

（２）概 要

自衛官募集記事の区報への掲載等。

（３）実 績

過去の応募者数（自衛官及び自衛官候補生） 令和8年3月31日現在

年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度
応募者数（人）	58	44	※
入隊者数（人）	9	6	※

※令和8年度末に確定（予定）

第3 税

1 特別区税

根拠法規：地方税法、目黒区特別区税条例、目黒区手数料条例

特別区税は福祉施策や道路整備などの公共サービスを提供するための財源として、特別区が賦課徴収する税金である。特別区では市町村税に該当するもののうち、特別区民税（都民税）、軽自動車税（種別割及び環境性能割）、特別区たばこ税、入湯税、鉱産税を賦課徴収している。

なお、区では上記税の賦課徴収のほか、税証明の発行事務を行っている。

（1）特別区民税

特別区民税は区内に住所・事務所・事業所等を有する個人に課される税であり、区が行う身近な行政サービスに必要な経費に充てるものである。

区は特別区民税を都民税と合わせて賦課徴収を行っており、一般的には特別区民税と都民税を合わせたものが住民税と呼ばれている。

ア納税義務者

○区内に住所を有する個人

○区内に事務所・事業所・家屋敷を有する個人で、区内に住所を有しない者（均等割のみ課税）

イ税額

前年中の所得に応じて課税される「所得割」と、定額で課税される「均等割」の合計額。

区 分	特別区民税 税率	都民税税率	森林環境税
所 得 割	6 %	4 %	1,000 円
均 等 割	3,000 円	1,000 円	

※ 所得割額＝（所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額

※ 令和6年度より森林環境税を新設し、国税として一律1,000円を徴収

（2）軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車区区内に主たる定置場を有する場合に所有者に課される税である。

令和5年7月1日から電動キックボード等一定の基準を満たすものについては、「特定小型原動機付自転車」（※1）と位置づけられ、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されることとなった。

なお、「特定小型原動機付自転車」の軽自動車税（種別割）は、令和6年度から賦課（年税額2,000円）された。

令和7年4月1日から二輪の原動機付自転車のうち、「総排気量が50ccを超え125cc以下であり、かつ、最高出力が4.0kW以下」（※2）のものが第一種原動機付自転車（年税額2,000円）として新たに追加された。

《軽自動車税（種別割）の税額》

○原動機付自転車、125ccを超えるバイク、小型特殊自動車等（表1参照）

表1

車両の区分		年税額
一般原動機付自転車	総排気量50cc以下または定格出力0.6kW以下	2,000円
	総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下（※2）	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下または定格出力0.6kW超0.8kW以下	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下または定格出力0.8kW超1.0kW以下	2,400円
	ミニカー（50cc以下）	3,700円
特定小型原動機付自転車（※1）		2,000円
軽二輪	総排気量125cc超250cc以下	3,600円
小型二輪	総排気量250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他（フォークリフト等）	5,900円

○三輪以上の軽自動車（グリーン化特例「経年車重課」を含む）（表2参照）

三輪以上の軽自動車税については、最初（新車）の新規検査を受けた時期により適用される税額が異なる。

重課については、環境保護の観点から、三輪以上の軽自動車について、初年度検査から13年を超えた年月の翌年度から重課税率が適用される。

表 2

車両の区分			年税額		
			最初（新車）の新規検査を受けた時期		
			（重課） 最初の車両番号 の指定を受けて から 13 年を経過 したもの	（旧税率） 平成 26 年度以前 に最初の車両番 号の指定を受け てから 13 年を経 過するまでのもの	（新年度） 平成 27 年 4 月 1 日 以降に最初の車両 番号の指定を受け てから 13 年を経過 するまでのもの
軽三輪			4,600 円	3,100 円	3,900 円
軽四輪	乗用	自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
		営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円
	貨物	自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円
		営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円

○グリーン化特例「軽課」について（表 3 参照）

新規取得した三輪以上の軽自動車のうち排気ガス性能及び燃費性能に優れたものについて、取得した年度の翌年度に限り軽課税率となる特例措置である。

表 3

車種区分			グリーン化特例（軽課）適用の車両と軽減税率		
			電気自動車および天然ガス自動車（概ね 75% 軽減）	令和 2 年度燃費基準+30%達成車 ※1（概ね 50%軽減）	令和 2 年度燃費基準+10%達成車 ※2（概ね 25%軽減）
三輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上	乗用	自家用	2,700 円	対象外	対象外
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	1,300 円	対象外	対象外
		営業用	1,000 円	対象外	対象外

※1 貨物車の場合は平成 27 年度燃費基準+35%達成車（概ね 50%軽減）

※2 貨物車の場合は平成 27 年度燃費基準+15%達成車（概ね 25%軽減）

(3) 軽自動車税（環境性能割）

軽自動車税（環境性能割）は、令和元年１０月１日より自動車取得税（都税）が廃止され、新たに特別区税として導入された。

軽自動車税（環境性能割）は、取得価格が 50 万円を超える三輪以上の軽自動車を取得するときに車の燃費性能等に応じて、新車・中古車を問わずその車両を取得した時に課税される税金である。

(4) 特別区たばこ税

特別区たばこ税は間接消費税であり、税負担は小売定価に含まれている。納税義務者である、たばこの製造者・輸入業者及び卸売販売業者が、区内のたばこ営業所（小売販売業者）に売り渡した製造たばこの数量（本数）に税率（6.552）を乗じた額を納付する。

(5) 入湯税（目黒区における過去 10 年の実績はなし）

(6) 鉾産税（目黒区における過去 10 年の実績はなし）

(7) 実 績

ア 各税目の調定・収入等

(ア) 特別区民税

（単位：円，％）

区 分		調定額	収入済額	収入率	還付未済額	不納欠損額	収入未済額
現 年 課 税 分	5	49,527,030,705	49,199,677,849	99.3	18,435,338	698,236	345,089,958
	6	50,846,260,993	50,573,757,546	99.5	12,658,998	1,608,299	283,554,146
	7	54,225,983,335	53,890,418,027	99.4	14,145,649	1,000,955	348,710,002
滞 納 繰 越 分	5	672,471,478	348,927,948	51.9	2,348,923	85,772,948	240,119,505
	6	569,503,643	311,109,720	54.6	915,923	58,844,938	200,464,908
	7	477,597,401	277,842,146	58.2	1,367,725	52,580,990	148,541,990
計	5	50,199,502,183	49,548,605,797	98.7	20,784,261	86,471,184	585,209,463
	6	51,415,764,636	50,884,867,266	99.0	13,574,921	60,453,237	484,019,054
	7	54,703,580,736	54,168,260,173	99.0	15,513,374	53,581,945	497,251,992

(イ) 軽自動車税

(単位：円, %)

区 分		調定額	収入済額	収入率	還付未済額	不納欠損額	収入未済額
現 年 課 税 分	5	92,381,400	90,492,200	98.0	20,100	0	1,909,300
	6	94,771,200	93,125,628	98.3	53,800	0	1,699,372
	7	99,276,900	97,354,957	98.1	89,100	2,400	2,008,643
滞 納 繰 越 分	5	5,290,789	1,507,053	28.5	5,600	759,800	3,029,536
	6	4,912,836	1,859,469	37.8	8,000	719,189	2,342,178
	7	4,025,050	1,103,166	27.4	0	655,110	2,266,774
計	5	97,672,189	91,999,253	94.2	25,700	759,800	4,938,836
	6	99,684,036	94,985,097	95.3	61,800	719,189	4,041,550
	7	103,301,950	98,458,123	95.3	89,100	657,510	4,275,417

※軽自動車税現年課税分は元年度分から環境性能割を含む。

(ウ) 特別区たばこ税

(単位：円, %)

区 分		調定額	収入済額	収入率	還付未済額	不納欠損額	収入未済額
現 年 課 税 分	5	1,874,537,208	1,874,537,208	100.0	0	0	0
	6	1,840,508,083	1,840,508,083	100.0	0	0	0
	7	1,753,357,949	1,753,357,949	100.0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	5	0	0	----	0	0	0
	6	0	0	----	0	0	0
	7	0	0	----	0	0	0
計	5	1,874,537,208	1,874,537,208	100.0	0	0	0
	6	1,840,508,083	1,840,508,083	100.0	0	0	0
	7	1,753,357,949	1,753,357,949	100.0	0	0	0

(エ) 特別区税合計

(単位：円，％)

区 分		調定額	収入済額	収入率	還付未済額	不納欠損額	収入未済額
現 年 課 税 分	5	51,493,949,313	51,164,707,257	99.4	18,455,438	698,236	346,999,258
	6	52,781,540,276	52,507,391,257	99.5	12,712,798	1,608,299	285,253,518
	7	56,078,618,184	55,741,130,933	99.4	14,234,749	1,003,355	350,718,645
滞 納 繰 越 分	5	677,762,267	350,435,001	51.7	2,354,523	86,532,748	243,149,041
	6	574,416,479	312,969,189	54.5	923,923	59,564,127	202,807,086
	7	481,622,451	278,945,312	57.9	1,367,725	53,236,100	150,808,764
計	5	52,171,711,580	51,515,142,258	98.7	20,809,961	87,230,984	590,148,299
	6	53,355,956,755	52,820,360,446	99.0	13,636,721	61,172,426	488,060,604
	7	56,560,240,635	56,020,076,245	99.0	15,602,474	54,239,455	501,527,409

(オ) 区民一人あたり特別区民税 (単位：円)

5 年度	180,162
6 年度	183,943
7 年度	194,398

※特別区民税計（調定額）／人口

※特別区民税計（調定額）＝一般分＋退職分＋過年度分＋滞納繰越分

(カ) 納税義務者一人あたり特別区民税 (単位：円)

5 年度	290,781
6 年度	293,818
7 年度	306,358

※特別区民税計（調定額）／納税義務者数（過年度含む）

※特別区民税計（調定額）＝一般分＋退職分＋過年度分＋滞納繰越分

イ 人口及び特別区民税納税義務者数

(単位：人、世帯)

区 分		5 年度	6 年度	7 年度
人 口		278, 635	279, 520	281, 400
成人人口		242, 176	241, 626	245, 286
世 帯		157, 952	159, 667	161, 512
納 税 義 務 者 数	特別徴収	130, 025	131, 245	135, 350
	普通徴収	62, 726	63, 112	64, 768
	実納税者	172, 177	174, 581	178, 148
	過年度	460	411	413
	合 計	172, 637	174, 992	178, 561

※人口・成人人口・世帯数は、前年度の1月1日現在の数値。

※特別徴収及び普通徴収の納税義務者数は、重複者を含む。

ウ 特別区民税・都民税（普通徴収）の口座振替による収納

(単位：千円、%)

年 度 項 目	5 年度	6 年度	7 年度
収納金額（現年）	26, 528, 481	28, 926, 450	29, 432, 456
口座振替収納額	9, 497, 867	9, 963, 908	10, 773, 380
口座振替収納率	35. 80%	34. 45%	36. 60%

(千円未満四捨五入)

※収納金額は、当該年度6月から翌年5月までの普通徴収現年度分の収納額。

※口座振替収納額は、当該年度6月から翌年5月までの口座振替の収納額。

※口座振替収納率は普通徴収現年分の収納額に対する口座振替の収納割合。

エ 税証明書発行件数

(単位：件, 円)

区 分		5 年度	6 年度	7 年度
区 民 税	有 料	34, 126	39, 935	42, 879
	無 料	3, 238	2, 230	1, 856
	計	37, 364	42, 165	44, 735
軽 自 動 車	有 料	11	20	14
	無 料	424	386	237
	計	435	406	251
合 計	有 料	34, 137	39, 955	42, 893
	無 料	3, 662	2, 616	2, 093
	計	37, 799	42, 571	44, 986
手数料調定額		9, 258, 400	10, 637, 000	11, 257, 100

証明書発行手数料は1件300円（コンビニ交付は1件200円）。ただし、以下の無料分に掲げる使用目的の際等は免除している。

※証明書の主な使用目的

○有料分

- ・金融機関融資申請
- ・保証人になるため
- ・公営住宅の入居申請
- ・扶養認定の申請
- ・奨学金、授業料等免除申請
- ・軽自動車の譲渡、所有権解除

○無料分

- ・児童扶養手当等申請
- ・公的年金請求
- ・軽自動車継続検査（車検）

2 臨時特別給付金事業（過去3年間）

（1）概 要

- ア 令和5年3月22日に国の「物価・賃金・生活総合対策本部」において、電力・ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金の追加が決定され、令和5年度住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金事業を実施した。
- イ 令和5年11月2日の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（以下「令和5年総合経済対策」という。）の閣議決定に基づき、物価高により厳しい状況にある生活者への支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「物価高騰交付金」という。）の追加が決定し、令和5年度住民税非課税世帯を対象として7万円の追加給付（給付金：アと合わせ合計10万円）を実施した。その後、12月22日には低所得者支援及び定額減税補足給付金として、国の令和5年度予備費が閣議決定され、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への追加給付（給付金：アと合わせ合計10万円）と住民税非課税等の子育て世帯への給付額の加算を実施した。
- ウ 令和5年総合経済対策及び国の令和5年度予備費に基づく物価高騰交付金を活用し、低所得者支援及び物価高に対応した生活者支援として、令和6年度住民税非課税となった世帯等への給付（10万円）及び同世帯のうち子育て世帯への給付額の加算を実施した。
- エ 令和5年総合経済対策に基づく物価高騰交付金を活用し、所得税及び住民税を定額減税しきれないと見込まれる方への定額減税補足給付金（当初調整給付）を実施した。
- オ 令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく物価高騰交付金を活用し、低所得者支援を目的として、令和6年度住民税非課税世帯への給付（3万円）及び同世帯のうち子育て世帯への給付額の加算を実施している。合わせて区独自施策として、令和6年度住民税均等割のみ課税世帯に対して給付金事業を実施している。
- カ 令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ実施された所得税及び住民税を定額減税しきれないと見込まれる方への定額減税補足給付金（当初調整給付）（給付金：エ）については給付額が不足する場合が想定されており、対象者に対し、定額減税補足給付金（不足額給付）を行った。
- キ 令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、食料品の物価高騰対策として、重点支援地方交付金の特別加算が示された。目黒区では迅速な生活者支援を目的として、食料品等の購入に使用できる電子ポイントや目黒区商店街商品券を配布する「めぐろみんなの食卓応援サポート」を実施した。

（2）給付対象者

ア 令和5年度電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯当たり3万円）

令和5年6月1日（基準日）において、目黒区の住民基本台帳に記録された者で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主

- ・令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ・令和5年度分の住民税均等割が課税され、所得割が非課税である世帯
- ・令和5年1月から9月までに家計が急変し、世帯全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められた世帯

イ 令和5年度物価高騰対応重点支援給付金（1世帯当たり（2）アと合わせて合計10万円、子ども加算1人当たり5万円）

令和5年12月1日（基準日）において、目黒区の住民基本台帳に記録された者で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主

- ・令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ・令和5年度分の住民税均等割が課税され、所得割が非課税である世帯

※当該給付金の対象となった世帯に18歳以下の児童がある場合は、児童1人当たり5万円を加算。

ウ 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金（1世帯当たり10万円、子ども加算1人当たり5万円）

令和6年6月3日（基準日）において、目黒区の住民基本台帳に記録された者で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主

- ・令和5年度分の住民税所得割が課税である世帯のうち、令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ・令和5年度分の住民税所得割が課税である世帯のうち、令和6年度分の住民税均等割が課税され、所得割が非課税である世帯

※当該給付金の対象となった世帯に18歳以下の児童がある場合は、児童1人当たり5万円を加算。

エ 定額減税しきれないと見込まれる方への定額減税補足給付金（定額減税しきれない額を1万円単位で切り上げた額）

令和6年度住民税について目黒区が課税団体となった方で、令和6年所得税または令和6年度住民税所得割の定額減税を受けることが見込まれる方のうち、次の合計額が0円を超えた方について、当該合計額を万単位で切り上げた額を支給。

（ア） 所得税分減税可能額 － 令和6年分推計所得税額

（イ） 住民税分減税可能額 － 令和6年分住民税所得割額

オ 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金（第2号）（1世帯当たり3万円、子ども加算1人当たり2万円）

令和6年12月3日（基準日）において、目黒区の住民基本台帳に記録された者で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主

- ・令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ・令和6年度分の住民税均等割が課税され、所得割が非課税である世帯（区独自）

※当該給付金の対象となった世帯に18歳以下の児童がある場合は、児童1人当たり2万円を加算。

カ 定額減税補足給付金（不足額給付）（令和6年所得税額の確定により定額減税補足給付金（当初調整給付）「給付金：エ」の給付額が不足していた場合、その差額を1万円単位で切り上げた額）

○不足額給付Ⅰ

定額減税の推計額と実績額に大きく差が生じたことにより、本来給付すべき所要額と当初調整給付との間で差額が生じた者。

○不足額給付Ⅱ

以下の要件をすべて満たす者。

- ・所得税及び住民税所得割の定額減税前額が0。
- ・税制度の扶養親族とならなかった。
- ・令和5年の総合経済対策に基づく非課税世帯等への給付において、その対象世帯員に該当していない。

キ めぐろみんなの食卓応援サポート（3,000円分の電子ポイントまたは5,000円分の商品券を申請時に選択）

令和8年1月5日（基準日）において、目黒区の住民基本台帳に記録されている者。

（3）申請等件数

ア 令和5年度電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金

（ア）住民税非課税世帯

基準日：令和5年6月1日

給付対象世帯数 ①	29,214世帯
申請総数 ②	23,978世帯
郵送・窓口申請	14,819世帯
オンライン申請	8,529世帯
辞退申請等	630世帯
申請率 ②／①	82.1%
支給済み世帯数	23,348世帯
支給額	700,440千円

※ 受付期間：令和5年7月3日から10月31日まで（以下（イ）、（ウ）も同じ）

（イ）住民税均等割のみ課税世帯

基準日：令和5年6月1日

給付対象世帯数 ①	3,412世帯
申請総数 ②	3,078世帯
郵送・窓口申請	1,922世帯
オンライン申請	1,137世帯
辞退申請等	19世帯
申請率 ②／①	90.2%
支給済み世帯数	3,059世帯
支給額	91,770千円

(ウ) 家計急変世帯

申 請 数	93世帯
支 給 済 み 世 帯	87世帯
不 支 給 決 定 世 帯	6世帯
支 給 額	2,610千円

イ 令和5年度物価高騰対応重点支援給付金

(ア) 住民税非課税世帯（7万円）

基準日：令和5年12月1日

給 付 対 象 世 帯 数 ①	28,977世帯
案 内 書 発 送 数 ②	21,528世帯
未給付数（辞退・口振不能等々）③	33世帯
確 認 書 申 請 数 ④	3,589世帯
オ ン ラ イ ン 申 請	2,020世帯
郵 送 ・ 窓 口 申 請	1,521世帯
辞 退 申 請 等	48世帯
申 請 率（② - ③） + ④ / ①	86.6%
支 給 済 み 世 帯 数	25,036世帯
支 給 額	1,752,520千円

※ 受付期間：令和6年1月9日から5月31日まで（以下（イ）、（ウ）も同じ）

(イ) 住民税均等割のみ課税世帯（7万円～10万円）

基準日：令和5年12月1日

給 付 対 象 世 帯 数 ①	3,506世帯
案 内 書 発 送 数 ②	2,971世帯
未給付数（辞退・口振不能等々）③	1世帯
確 認 書 申 請 数 ④	337世帯
オ ン ラ イ ン 申 請	145世帯
郵 送 ・ 窓 口 申 請	186世帯
辞 退 申 請 等	6世帯
申 請 率（② - ③） + ④ / ①	94.3%
支 給 済 み 世 帯 数	3,301世帯
支 給 額	234,970千円

(ウ) こども加算 (1人あたり5万円)

基準日：令和5年12月1日

給付対象世帯数	1,834世帯
支給済み世帯数	1,593世帯
給付率	86.6%
給付対象人数	2,736人
支給済人数	2,366人
進捗率	86.5%
支給額	118,300千円

※ (ア)、(イ)の受給世帯に8月31日までに児童が出生した場合にも支給

ウ 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金

(ア) 新たな住民税非課税世帯 (10万円)

基準日：令和6年6月3日

給付対象世帯数 ①	6,056世帯
申請総数 ②	4,617世帯
オンライン申請	1,730世帯
郵送・窓口申請	2,847世帯
辞退申請等	40世帯
申請率 ②/①	76.2%
支給済み世帯数	4,577世帯
支給額	457,700千円

※ 受付期間：令和6年7月5日から10月31日まで (以下(イ)、(ウ)も同じ)

(イ) 新たな住民税均等割のみ課税世帯 (10万円) 基準日：令和6年6月3日

給付対象世帯数 ①	1,581世帯
申請総数 ②	1,481世帯
オンライン申請	765世帯
郵送・窓口申請	707世帯
辞退申請等	9世帯
申請率 ②/①	93.7%
支給済み世帯数	1,472世帯
支給額	147,200千円

(ウ) こども加算 (1人あたり5万円)

基準日：令和6年6月3日

給付対象世帯数	607世帯
支給済み世帯数	509世帯
給付率	83.9%
給付対象人数	904人
支給済人数	758人
進捗率	83.9%
支給額	37,900千円

エ 定額減税しきれないと見込まれる方への定額減税補足給付金

基準日：令和6年12月13日

給付対象人数①	26,937人
申請総数②	24,292人
オンライン申請	12,706人
郵送・窓口申請	11,562人
辞退申請等	24人
申請率②/①	90.0%
支給済み世帯数	24,268人
支給額	793,440千円

※ 受付期間：令和6年7月12日から10月31日まで

オ 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(第2号)

(ア) 住民税非課税世帯(3万円)

基準日：令和6年12月13日

給付対象世帯数①	27,851世帯
案内書送付数②：a+b	20,771世帯
給付数a	20,737世帯
辞退数b	34世帯
確認書申請数③：c+d+e	4,630世帯
オンライン申請c	3,311世帯
郵送・窓口申請d	1,288世帯
辞退申請e	31世帯
申請率(②+③)/①	91.2%
支給済み世帯数④：a+c+d	25,336世帯
支給額④×3万円	760,080千円

※ 受付期間：令和7年2月14日から7月31日まで(以下(イ)から(エ)も同じ)

(イ) 住民税非課税世帯へのこども加算（１人あたり２万円）

給付対象世帯数 ①	1, 526世帯
支給済み世帯数 ②	1, 405世帯
給付率 ②／①	92. 1%
給付対象人数 ③	2, 258人
給付済人数 ④	2, 075人
給付率 ④／③	91. 9%
支給額 ④×2万円	41, 500千円

(ウ) 住民税均等割のみ課税世帯（３万円）（区独自） 基準日：令和６年１２月１３日

給付対象世帯数 ①	3, 467世帯
案内書送付数 ②：a+b	3, 271世帯
給付数 a	3, 271世帯
辞退数 b	0世帯
確認書申請数 ③：c+d+e	152世帯
オンライン申請 c	108世帯
郵送・窓口申請 d	44世帯
辞退申請 e	0世帯
申請率 (②+③)／①	98. 7%
支給済み世帯数 ④：a+c+d	3, 423世帯
支給額 ④×3万円	102, 690千円

(エ) 住民税均等割のみ課税世帯へのこども加算（１人あたり２万円）

給付対象世帯数 ①	195世帯
支給済み世帯数 ②	194世帯
給付率 ②／①	99. 5%
給付対象人数 ③	274人
給付済人数 ④	273人
給付率 ④／③	99. 6%
支給額 ④×2万円	5, 460千円

カ 定額減税補足給付金（不足額給付）

実施主体決定日：令和 7 年 1 月 1 日、事務処理基準日：令和 7 年 6 月 2 日

給 付 対 象 人 数	① (②+③)	28,038人
不足額給付Ⅰ対象人数	② (A+B)	26,498人
案内書人数	A	18,501人
案内書給付数	a	18,424人
辞退		4人
郵便返戻等による不支給		73人
確認書人数	B	7,997人
オンライン申請	b	5,299人
郵送申請	c	1,415人
辞退		2人
未申請（郵便返戻等含む）		1,281人
不足額給付Ⅰ給付人数	C (a+b+c)	25,138人
不足額給付Ⅱ対象人数（確認書人数）	③	1,540人
オンライン申請	d	731人
郵送申請	e	714人
辞退		2人
未申請（郵便返戻等含む）		93人
不足額給付Ⅱ給付人数	D (d+e)	1,445人
合 計 給 付 人 数	④ (C+D)	26,583人
給 付 率	⑤ (④／①)	94.8%
支 給 額	⑥	672,270千円

キ めぐるみんなの食卓応援サポート

令和8年3月31日時点

	電子ポイント	商品券	合計
対象人数（人）	2 8 2， 6 5 3		
申請数（人）	5 4， 8 9 5	1 6 4， 6 0 1	2 1 9， 4 9 6
申請率	7 7． 7%		
申請内訳（人）			
オンライン申請	5 4， 8 9 5	9 6， 9 4 9	1 5 1， 8 4 4
ハガキ申請	—	6 7， 6 5 2	6 7， 6 5 2
給付予定額（千円）	1 6 4， 6 8 5	8 2 3， 0 0 5	9 8 7， 6 9 0

（４）区への対応

ア 執行体制

令和3年11月24日に臨時給付金課を設置し、国が示す特定公的給付を中心とした給付金事業を実施してきた。

事業を短期間で円滑かつ効率的に実施するため、申請書印刷・発送、窓口対応・コールセンター業務を委託して実施した。

また、区民の利便性を図るためオンラインフォームによる申し込み方法を取り入れた。

イ 実施経緯

令和5年6月30日 令和5年度電力・ガス食料品価格高騰重点支援給付金（以下「令和5年度3万円給付」という。）対象世帯へ確認書発送

7月13日 令和5年度3万円給付の給付金振込開始

7月18日 令和5年度3万円給付対象の転入世帯へ確認書発送

10月31日 令和5年度3万円給付受付終了

令和6年1月9日 令和5年度物価高騰対応重点支援給付金（以下「令和5年度7万円等給付」という。）対象世帯のうち一部の非課税世帯へプッシュ通知発送

2月2日 令和5年度7万円等給付対象のうち非課税世帯へ確認書発送

令和5年度7万円等給付の給付金振込開始

2月28日 令和5年度7万円等給付対象のうち一部の均等割のみ課税世帯へプッシュ通知発送

3月18日 令和5年度7万円等給付対象のうち均等割のみ課税世帯へ確認書発送

5月31日 令和5年度7万円等給付受付終了（子育て世帯への給付については8月31日出生分までを給付）

7月5日 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金（以下「令和6年度10

- 万円給付」という。)対象世帯へ確認書発送
- 7月12日 定額減税しきれないと見込まれる方への定額減税補足給付金(以下「当初調整給付」という。)対象世帯へ確認書発送
- 7月19日 令和6年度10万円給付の給付金振込開始
- 7月26日 当初調整給付の給付金振込開始
- 10月31日 令和6年度10万円給付及び当初調整給付の受付終了
- 令和7年2月14日 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(第2号)(以下「令和6年度3万円給付」という。)対象世帯のうち一部世帯へプッシュ通知発送
- 2月21日 令和6年度3万円給付対象世帯へ確認書発送
- 3月13日 令和6年度3万円給付の給付金振込開始
- 7月23日 定額減税補足給付金(不足額給付)(以下「不足額給付」という。)対象世帯のうち一部世帯へプッシュ通知発送
- 7月30日 不足額給付の対象世帯のうち一部世帯へ確認書発送
- 7月31日 令和6年度3万円給付の受付終了
- 8月20日 不足額給付の給付金振込開始
- 10月31日 不足額給付の受付終了
- 令和8年2月4日 めぐろみんなの食卓応援サポート対象者へ申請書発送、電子ポイント配付開始
- 2月17日 目黒区商店街商品券の配達開始

ウ 周知方法

めぐろ区報・区公式ウェブサイト、X(旧ツイッター)、区長ビデオメッセージ等の情報媒体により、広く事業の周知を適宜行った。また、家計急変世帯向けに、福祉関係所管や地区サービス事務所・住区センター、社会福祉協議会で周知チラシの配布を行った。

(ア) めぐろ区報

- 令和5年 7/1号 令和5年度電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金について受取方法を周知
- 令和6年 1/15号 令和5年度物価高騰対応重点支援給付金の受給対象となる非課税世帯に向けて受取方法を周知
- 3/1号 令和5年度物価高騰対応重点支援給付金の受給対象となる均等割のみ課税世帯に向けて受取方法を周知
- 7/1号 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金及び定額減税しきれないと見込まれる方への定額減税補足給付金について、受取方法等を周知
- 10/1号 同給付金について締切日を再周知
- 令和7年 2/15号 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(第2号)について、受取方法等を周知
- 7/1号 同給付金について締切日を再周知

8/1号 定額減税補足給付金（不足額給付）について、受取方法等を周知
 10/1号 同給付金について締切日を再周知
 令和8年 2/1号 めぐろみんなの食卓応援サポートについて、受取方法等周知

※ 令和4年度からめぐろ区報は全戸配布

（イ）区公式ウェブサイト、X（旧ツイッター）、LINE

令和3年12月17日から臨時特別給付金事業に関するページを開設し、申請方法や給付までの期間、締め切り等について随時更新をし、適時適切な周知に努めた。また、ページの更新に合わせ、適宜X（旧ツイッター）による周知を補足的に行った。令和6年度からはLINEによる周知も図っている。

（5）経費

（単位：千円）

給付金名	事業費	事務費	合計
令和5年度電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金	794,730	117,362	912,092
令和5年度物価高騰対応重点支援給付金	2,106,070	120,907	2,226,977
令和6年度物価高騰対応重点支援給付金	642,800	102,925 ※1	1,539,165 ※1
定額減税しきれないと見込まれる方への定額減税補足給付金	793,440		
令和6年度物価高騰対応重点支援給付金（第2号）	909,730	108,301	1,018,031
定額減税補足給付金（不足額給付）	672,270	84,501	756,771
めぐろみんなの食卓応援サポート※2	789,685	394,620	1,184,305

※ 家計急変世帯給付金の経費は、申請があった時期の給付金経費に含める。

※1 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金と定額減税しきれないと見込まれる方への定額減税補足給付金は同時期の実施であるため、事務費は合計額を記載。

※2 めぐろみんなの食卓応援サポートの経費は令和7年度予算による執行額。事業は令和8年度繰越明許費に予算を引き継ぎ、継続して執行中。

第4 国民健康保険・高齢者の医療・国民年金

1 国民健康保険

根拠法規：国民健康保険法、目黒区国民健康保険条例、
高齢者の医療の確保に関する法律

(1) 目的・概要 (昭和34年12月事業開始)

国民健康保険は、地域住民の健康保持・増進及び福祉の向上を図ることを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に対して必要な保険給付を行う地域医療保険であり、わが国の国民皆保険体制の基盤として重要な役割を果たしている。

区は地域住民に身近な保険者として、財政運営をはじめ、資格管理や保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収を行うとともに、生活習慣病対策をはじめとする疾病予防や重症化予防のための保健事業、医療費適正化のための諸事業を展開してきた。

国民皆保険を堅持しつつ、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、平成30年4月1日からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保の運営を担っている。区市町村では、引き続き保険料の賦課・徴収、資格管理、保険給付など、きめ細かなサービスを行っている。

(2) 実績

ア 加入状況 (各年度末現在)

(単位：人 (世帯数を除く))

区 分		5 年度	6 年度	7 年度
世帯数		38,625 世帯	37,322 世帯	37,049 世帯
加入者数		49,826	47,621	46,874
(内訳)	一般被保険者	49,826	47,621	46,874
	退職被保険者等	0	0	0

(ア) 一般被保険者とは…

国民健康保険被保険者のうち、退職者医療制度の対象者を除いた者

(イ) 退職被保険者等とは…

退職者医療制度の対象者である厚生年金・共済年金の老齢年金受給権者等とその被扶養者（退職者医療制度は平成20年3月末に廃止後、平成26年度までの該当者には現行制度を存続させる経過措置がなされていたが、令和6年3月31日で経過措置も終了となった。）

イ 医療費の状況 (費用額の年度別推移)

(単位：千円)

区 分	5 年度	6 年度	7 年度
一般被保険者	18,374,428	17,636,303	17,185,674
退職被保険者等	0	0	0

※退職者医療制度は既に廃止（平成20年3月末）となっており、以後は経過措置者の実績と、過去の精算分の実績となっている。

ウ 保険料の収納状況

(単位：円 (収納率を除く))

区分		調定額	収入済額	還付未済額 (再掲)	収納率
5 年 度	現年分	8,098,169,561	7,627,679,808	(23,317,772)	93.9%
	滞納繰越分	817,144,006	508,815,211	(1,647,108)	62.1%
	計	8,915,313,567	8,136,495,019	(24,964,880)	91.0%
6 年 度	現年分	8,767,212,832	8,287,192,101	(32,452,169)	94.2%
	滞納繰越分	688,760,592	449,192,626	(1,708,833)	65.0%
	計	9,455,973,424	8,736,384,727	(34,161,002)	92.0%
7 年 度	現年分	8,462,221,015	7,987,574,004	(33,246,164)	94.0%
	滞納繰越分	667,038,495	441,205,943	(2,677,650)	65.7%
	計	9,129,259,510	8,428,779,947	(35,923,814)	91.9%

収納率 = (収入済額 - 還付未済額) / 調定額

エ 特定健康診査受診状況

区 分		対象者 (人)		受診者 (人)		受診率 (%)	
		男	女	男	女	男	女
5 年 度	40～64 歳	9,653	11,447	2,945	4,350	30.5	38.0
	65～74 歳	5,823	8,460	2,971	4,909	51.0	58.0
	計	15,476	19,907	5,916	9,259	38.2	46.5
		35,383		15,175		42.9	
6 年 度	40～64 歳	9,354	11,144	2,911	4,349	31.1	39.0
	65～74 歳	5,481	7,936	2,789	4,660	50.9	58.7
	計	14,835	19,080	5,700	9,009	38.4	47.2
		33,915		14,709		43.4	
7 年 度	40～64 歳	8,939	10,731	2,805	4,119	31.4	38.4
	65～74 歳	5,229	7,584	2,664	4,470	50.9	58.9
	計	14,168	18,315	5,469	8,589	38.6	46.9
		32,483		14,058		43.3	

対象者：年度途中加入者等を含む。

オ 特定保健指導利用状況

区 分		対象者 (人) A	利用者 (人) B	利用率 (%) B/A	完了者 (人) C	完了率 (%) C/A	継続率 (%) C/B
5 年 度	動機付け支援	724	66	9.1	59	8.1	89.4
	積極的支援	352	24	6.8	17	4.8	70.8
	計	1,076	90	8.4	76	7.1	84.4
6 年 度	動機付け支援	653	57	8.7	49	7.5	86.0
	積極的支援	279	19	6.8	11	3.9	57.9
	計	932	76	8.2	60	6.4	78.9
7 年 度	動機付け支援	768	72	9.4			
	積極的支援	328	25	7.6			
	計	1,096	97	8.9			

対象者：特定保健指導の基準に該当し、利用券を発送した者

利用者：当該年度中に初回面接を実施した者

※令和7年度の完了者、完了率及び継続率については、7年度末時点で支援継続中のため、確定していない。

カ CKD（慢性腎臓病）重症化予防保健指導利用状況（平成30年4月事業開始）

区 分	対象者（人）	利用者（人） A	完了者（人） B	継続率（%） B/A
5年度	745	53	52	98.1
6年度	528	25	21	84.0
7年度	545	18	16	88.9

2 高齢者の医療（後期高齢者医療制度）

根拠法規：高齢者の医療の確保に関する法律、目黒区後期高齢者医療に関する条例

（1）目的・概要（平成20年4月事業開始）

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担の明確化等を図る観点から、それまでの老人医療制度に代わって、新たな医療制度として平成20年4月から開始された。東京都においては、都内62区市町村によって構成する「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営している。

後期高齢者医療制度においては、広域連合と区が役割分担を行い、広域連合は資格の認定、保険料の賦課、医療の給付、制度の運営を行い、区は保険料の徴収、各種申請等の受付・相談等の窓口業務などを実施している。

(2) 実 績

後期高齢者医療制度では、高齢者の健康診査を区が広域連合から受託し実施するとともに、葬祭費の支給を行っている。

ア 被保険者数（各年度末現在）

（単位：人）

区 分	5 年度	6 年度	7 年度
75 歳以上	31, 429	32, 061	32, 181
障害認定	40	35	34
合 計	31, 469	32, 096	32, 215

イ 健康診査

区 分	5 年度	6 年度	7 年度
受診券発送	30, 582 人	31, 398 人	31, 833 人
受診者	14, 670 人	15, 409 人	15, 464 人
受診率	48. 0%	49. 1%	48. 6%

ウ 葬祭費

区 分	5 年度	6 年度	7 年度
支給件数	1, 642 人	1, 716 人	1, 744 人
支給金額	114, 940 千円	120, 120 千円	122, 080 千円

エ 保険料の収納状況

（単位：円（収納率を除く））

区分		調定額	収入済額	還付未済額（再掲）	収納率
5 年 度	現年分	4, 588, 875, 600	4, 557, 511, 768	(8, 051, 900)	99. 1%
	滞納繰越分	48, 495, 062	41, 202, 533	(463, 100)	84. 0%
	計	4, 637, 370, 662	4, 598, 714, 301	(8, 515, 000)	99. 0%
6 年 度	現年分	4, 983, 916, 900	4, 956, 240, 649	(9, 033, 431)	99. 3%
	滞納繰越分	43, 957, 643	36, 472, 245	(249, 400)	82. 4%
	計	5, 027, 874, 543	4, 992, 712, 894	(9, 282, 831)	99. 1%
7 年 度	現年分	5, 316, 827, 700	5, 284, 847, 507	(9, 757, 400)	99. 2%
	滞納繰越分	42, 231, 080	33, 956, 628	(397, 600)	79. 5%
	計	5, 359, 058, 780	5, 318, 804, 135	(10, 155, 000)	99. 1%

収納率＝（収入済額－還付未済額）／調定額

3 国民年金

根拠法規：国民年金法、地方自治法第2条第9項第1号、住民基本台帳法第7条第1項第11号、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律

(1) 目的・概要

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民の生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とするものである。

地方自治体で取り扱う国民年金事務は、地方自治法に定める法定受託事務として、第1号被保険者の加入・喪失の届け出、免除等の申請受付、老齢・障害基礎年金の裁定請求の受付等、国民年金に関する相談などを行っている。

(2) 実績

ア 第1号被保険者及び任意加入者（各年度末現在）

（単位：人）

区 分	5 年度	6 年度	7 年度
第1号被保険者	39,862	39,389	39,435
任意加入者	1,065	1,075	1,112
合 計	40,927	40,464	40,547

(ア) 第1号被保険者とは…

日本国内に住む20歳以上60歳未満の者（第2号被保険者又は第3号被保険者を除く。）

(イ) 第2号被保険者とは…

会社員や公務員など職場の年金に加入している者

(ウ) 第3号被保険者とは…

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

(エ) 任意加入者とは…

次のいずれかに該当する場合に、本人の希望によって国民年金の任意加入をする者

- ・国内在住の60歳以上65歳未満の者（老齢基礎年金を受けていない者）
- ・海外在住の日本国籍を有する20歳以上65歳未満の者
- ・老齢基礎年金の受給資格期間（10年以上）を満たしていない65歳以上70歳未満の者（ただし、昭和40年4月1日以前生まれの者に限る。）

イ 給付受付件数（各年度末現在）

（単位：件）

区 分		5 年度	6 年度	7 年度
老齢基礎年金		6	10	2
障害基礎年金		32	23	22
そ の 他		7	3	4
(内訳)	遺族基礎年金	0	1	0
	寡婦年金	0	0	0
	未支給年金	4	1	4
	死亡一時金	3	1	0
合 計		45	36	28

第5 産業経済

1 中小企業融資

(1) 中小企業融資あっせん制度

根拠法規：目黒区中小企業資金融資等取扱要綱、目黒区中小企業資金融資要綱「マル目」、目黒区小規模企業資金融資要綱「マル小」、目黒区小口零細企業資金融資要綱「小口」、目黒区中小企業借換・一本化融資要綱「マル借」、目黒区工業近代化資金融資要綱「工近」、目黒区商業近代化資金融資要綱「商近」、目黒区中小企業災害復旧資金融資要綱「マル災」、目黒区中小企業創業支援資金融資要綱「創業」、目黒区公衆浴場確保対策資金融資要綱「マル浴」、目黒区事業再構築・物価高騰等対策融資要綱「再物」、目黒区脱炭素化資金融資要綱「脱炭」、目黒区中小企業資金融資等の償還条件の変更に関する措置要綱

ア 目 的

区内中小企業の経営安定や設備の近代化等を支援し、産業の活性化を図る。

イ 概 要

区内中小企業が経営に必要な資金融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に、区が融資のあっせんを行う。

融資利率（令和7年度1.8%）のうち、一部を区が補助する。

ウ 実 績

		5 年度	6 年度	7 年度
あっせん件数（件）		859	912	981
あっせん金額（千円）		6,594,991	7,316,906	7,897,913
実行件数（件）		744	798	872
実行金額（千円）		5,218,807	5,777,460	6,591,294
実行率 （%）	件数	93.46	95.11	95.82
	金額	85.90	85.73	90.57

※ 実行率＝実行／（あっせん－審査中－取下）

※ 令和7年度分は令和8年7月31日現在の状況である。

令和7年度（利子補給）

融資名	実行件数 (件)	実行金額 (千円)	融資利率 (%)	利子補給率 (%)	借受者負担利率
中小企業資金融資	105	1,461,400	1.8	0.4	1.4
				(商店会加入者、事業承継、働き方改革)	
				0.8	1.0
小口零細企業資金融資	512	3,112,646	1.8	1.0	0.8
				(商店会加入者)	
工業近代化資金融資	0	0	1.8	1.4	0.4
				(設備)0.8	1.0
				(低公害車)1.1	0.7
				(アスベスト)1.5	0.3
商業近代化資金融資	0	0	1.8	(運転)1.5	0.3
商業近代化資金融資	0	0	1.8	1.1	0.7
公衆浴場確保対策資金融資	0	0	1.8	1.8	0
中小企業災害復旧資金融資	2	10,000	1.8	1.7	0.1
小規模企業資金融資	121	920,598	1.8	0.7	1.1
				(商店会加入者、事業承継、働き方改革)	
				1.4	0.4
中小企業創業支援資金融資	44	267,950	1.8	1.6	0.2
中小企業借換・一本化融資	20	277,500	1.8	0.9	0.9
事業再構築・物価高騰等対策融資	67	536,600	1.8	当初3年 1.8 4年目以降 1.4	0 0.4
脱炭素化資金融資	1	4,600	1.8	1.4	0.4
合 計	872	6,591,294			

※ 令和7年度分は令和8年7月31日現在の状況である。

（２）セーフティネット保証制度（第5項第2号、第4号、第5号）

根拠法規：中小企業信用保証保険法第2条第5項第2号、第4号及び第5号

ア 目 的

取引先企業のリストラ等の事業活動の制限や突発的災害の発生に起因して売上高等が減少している、又は、業況の悪化している区内中小企業者、大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障を生じている区内中小企業者を支援し、経営の安定を図る。

イ 概 要

認定を受けた中小企業者は、別枠保証限度額（普通保証2億円、無担保保証8千万円）が付与される。

2号認定、4号認定を受けた場合、責任共有制度対象外（信用保証協会が100%保証）に

なり、5号認定を受けた場合、責任共有制度対象（信用保証協会が80%保証）になる。

2号認定を受ける場合、指定案件に該当する必要がある。

5号認定を受ける場合、指定業種に該当する必要がある。指定業種の変更は3か月ごとに行われる。

新型コロナウイルス感染症に係る4号認定については、令和5年10月1日以降の申請分から資金使途を借換に限定した。

ウ 実 績

(単位：件)

—	5年度	6年度	7年度
2号認定件数	1	—	—
4号認定件数	256	48	—
5号認定件数	39	7	1

2 商店街振興

根拠法規：目黒区商店街共同設備小規模改修・補修等事業補助金交付要綱、目黒区商店街街路灯電気料金等補助金交付要綱、目黒区商店街街路灯LEDランプ交換費用補助金交付要綱、目黒区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱、目黒区商店街プロモーション事業費補助金交付要綱、目黒区商業振興事業補助金交付要綱、めぐろデジタル商品券事業補助金交付要綱、目黒区政策課題対応型商店街事業費補助金交付要綱、目黒区法人化商店街運営費補助金交付要綱、目黒区商店街地域力向上事業費補助金交付要綱

(1) 目 的

商店街の活性化を図るため、商店街が実施するイベント等のソフト事業及び街路灯の整備等のハード事業に対して補助を行う。

(2) 概 要

ア 商店街活性化事業支援

目黒区商店街チャレンジ戦略支援事業（平成29年度までは目黒区新・元気を出せ！商店街事業）により商店街が実施する活性化事業に対して補助を行う。

イ 街路灯電気料金等補助

商店街の街路灯電気料等の一部について補助を行う。（令和2年度までは街路灯維持管理費の一部についても補助）

ウ 街路灯LEDランプ交換費用補助

商店街街路灯のLEDランプの交換費用の一部について補助を行う。

エ イベント事業支援

目黒区商店街チャレンジ戦略支援事業（平成29年度までは目黒区新・元気を出せ！商店街事業）によりイベント事業に対して補助を行う。

オ プロモーション事業支援

目黒区商店街プロモーション事業により対象事業に対して補助を行う。

カ 商店街商品券事業支援

目黒区商店街振興組合連合会が発行する商店街商品券の運営経費等に対して補助を行う。

キ プレミアム付商品券事業

目黒区商店街連合会が実施するプレミアム付商品券事業に対して必要な経費の補助を行う。

ク 政策課題対応型商店街事業支援

商店街街路灯のLED化による環境負荷の低減や防災・防犯、国際化への対応等の事業に対して補助を行う。

ケ 法人化商店街運営費補助

財務会計の専門家を活用している法人格を持つ商店会（商店街振興組合及び商店街協同組合）に対して補助を行う。

コ 地域力向上事業

地域社会の中で商店街が住民生活を支えるための活動や新型コロナウイルス感染拡大防止対策の活動を行う事業に対して補助を行う。

(3) 実 績

(単位：千円) (千円未満四捨五入)

主な事業名 \ 年度	5 年度	6 年度	7 年度
商店街活性化事業支援	2 商店街 6,930	4 商店街 39,642	2 商店街 2,640
街路灯電気料金等補助	1,996 灯 18,875	1,960 灯 18,596	1,927 灯 18,642
街路灯 LED ランプ交換費用補助	3 商店街 1,156		1 商店街 12
イベント事業支援	41 商店街 70,996	43 商店街 75,642	43 商店街 79,388
プロモーション事業支援	36 商店街 12,979	35 商店街 10,153	31 商店街 11,097
商店街商品券事業支援	783 うち子育て分 (620)	309	23,184 うち物価高騰対策分 (22,544)
プレミアム付商品券事業	デジタル 429,181	5 年度効果検証 440 7 年度店舗向け周知 87	デジタル 372,523
政策課題対応型商店街事業		2 商店街 1,609	2 商店街 795
法人化商店街運営費補助	20 商店街 972	20 商店街 971	20 商店街 972
地域力向上事業	3 商店街 239		

※商店街商品券事業支援の、子育て支援分は令和 5 年度に終了。

※令和 6 年度のプレミアム付商品券事業は、「令和 5 年度プレミアム付商品券事業」の効果検証を実施。また、「令和 7 年度プレミアム付商品券事業」店舗向け事前周知用配布物を作成。

※令和7年度の商店街商品券事業支援は、「物価高騰対策支援電子ポイント等配布事業」の実施に伴い、補助を実施。

3 ものづくり振興

根拠法規：目黒区技能功労者表彰要綱、目黒区国際規格取得支援補助金交付要綱、目黒区ビジネスチャレンジ補助金交付要綱、目黒区販路拡大支援事業に係る展示会出展補助金交付要綱

(1) 目的

区内工業の振興のため、経営者セミナー、産学交流事業、新製品・新技術開発支援、技能者の技術向上奨励のための技能功労表彰等を行う。また異業種交流団体の活動に要する経費の一部を補助することにより、活性化を図る。

(2) 概要

ア 講座・表彰

中小企業経営者セミナー：優良工場見学及び講演会を開催する。

技能功労表彰：長年区内産業を支え、他の模範となっている優秀技能者を表彰する。

イ ものづくり産業支援事業

国際規格取得支援：ISO14000及び9000シリーズの取得に要する費用の2/3を助成する。

異業種交流会支援：異業種交流会の運営に対し助成を行う。

販路拡大支援：製品・技術の各種展示会出展に要する経費の一部を助成する。

ウ 経営支援事業

ビジネスサポート：中小企業診断士等の専門員を派遣し経営相談を行う。

(3) 実績

主な事業名 \ 年度	5年度	6年度	7年度
中小企業経営者セミナー	1回 14人受講	1回 10人受講	1回 8人受講
技能功労表彰	3人	2人	2人
国際規格取得支援	1社 320千円	0円	0円
異業種交流会支援	400千円	400千円	400千円
販路拡大支援	35社 4,742千円	36社 4,891千円	42社 5,656千円
展示会出展	6社	9社	5社
ビジネスサポート	0社	1社	2社

4 農業振興

根拠法規：目黒区収穫体験農園の設置と運営に対する補助金交付要綱、目黒区農業体験農園の設置と運営に対する補助金交付要綱、目黒区都市農業支援事業補助金交付要綱

(1) 目 的

区内農地の保全・農業経営の合理化・農業者の営農意欲向上に資する。また、区民の健全な余暇利用及び都市農地保全への理解促進に資する。

(2) 概 要

農産物品評会・即売会の実施、区内農業者の農業近代化事業及び営農継続に対する支援、収穫体験農園及び農業体験農園の設置・運営に対する補助等を行う。

(3) 実 績

	5 年度	6 年度	7 年度
補助金額	530,003 円	523,612 円	505,827 円
農産物品評会	2 回 延べ 56 人参加 277 点出品	2 回 延べ 54 人参加 296 点出品	2 回 延べ 48 人参加 266 点出品
収穫体験農園 ぶどう	2 園 ① 約 346 組 ② 約 550 組	2 園 ① 約 410 組 ② 約 620 組	2 園 ① 約 300 組 ② 約 550 組
収穫体験農園 じゃがいも	(一般) 5 園 約 220 組 (団体) 3 園 17 団体	(一般) 5 園 約 215 組 (団体) 3 園 22 団体	(一般) 5 園 約 165 組 (団体) 3 園 14 団体
収穫体験農園 秋野菜	1 園 50 組 (ネギ・八つ頭・大根)	1 園 30 組 (ネギ・八つ頭・里芋)	1 園 30 組 (ネギ・さつまいも・ 大根・里芋)

5 商工振興

(1) 商工団体補助

根拠法規：目黒区商業振興事業補助金交付要綱、一般社団法人目黒区産業連合会運営補助金交付要綱

ア 目 的

団体活動に要する経費の一部を補助することにより活動を支援し、事業活動の活性化を図る。

イ 概 要

目黒区商店街連合会の行う商業振興事業、目黒区産業連合会が実施する工業振興事業に対し助成を行う。

ウ 実 績

(単位：千円)

	5 年度	6 年度	7 年度
商店街連合会への助成	744	728	720
産業連合会への助成	1,008	1,008	1,008

(2) 生鮮食品小売団体補助

根拠法規：目黒区良質生鮮食品供給事業補助金交付要綱

ア 目 的

生鮮な食肉類及び米穀類を販売する小売店で構成する団体が、区民に対して良質な生鮮食品を供給する事業に対して補助することにより、当該小売店の振興を図り、商店街の活性化に資する。

イ 概 要

東京都食肉事業協同組合目黒支部が実施する「銘柄食肉事業」等、東京都米穀小売商業組合目黒支部が実施する「米穀供給事業」等に対して補助を行う。

ウ 実 績 (食肉類・米穀類) (単位：千円)

	品目	5年度	6年度	7年度
実績額	食肉類	3,729	2,600	2,600
	米穀類	1,492	1,492	1,492
	合計	5,221	4,092	4,092

(千円未満四捨五入)

※ 令和5年度は、東京都食肉事業協同組合目黒支部にて産直事業45周年記念事業を実施。

(3) 公衆浴場確保対策

根拠法規：目黒区公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱、目黒区公衆浴場設備助成要綱、目黒区健康増進型公衆浴場改築等補助金交付要綱、目黒区公衆浴場耐震化促進支援事業及びクリーンエネルギー化等推進事業補助要綱

ア 目 的

公衆浴場組合が行う、公衆浴場確保対策事業に必要な経費の一部を補助することにより、公衆浴場需要を喚起し、公衆浴場の確保と経営安定を図る。

イ 概 要

各種無料開放事業（季節湯、親子ふれあい入浴）及びめぐろリフレッシュ湯実施に対する補助、燃料費の補助、公衆浴場の設備改修工事に対する補助等を行う。

また、区及び関係機関が発行するポスターの掲示を公衆浴場組合に委託する。

ウ 実 績

		5 年度	6 年度	7 年度
補助金	実績額(千円)	19,300	19,184	17,751
	浴場数	8	8	8→7
	無料開放	親子ふれあい(組)	1,413	1,678
		しょうぶ湯(人)	114	143
		敬老の日(人)	455	513
		ゆず湯(冬至)(人)	91	177
	めぐろリフレッシュ湯(人)		33,420	32,762
	燃料費補助(千円/月)		65	65
	ラベンダー湯補助(千円)		160	140
	公衆浴場活性化事業(千円)		500	0
助成	設備助成 (上限 2,000 千円/件)	4 件 8,000,000 円	5 件 9,403,600 円	5 件 9,065,500 円
	耐震化促進支援事業及びクリーンエネルギー化等推進事業	1 件 667,000 円	2 件 900,000 円	2 件 868,000 円
	健康増進型改築等	0 件	0 件	0 件
委託	ポスター掲示委託	1 枚 700 円(税別)/週		
	ポスター配送委託	1 浴場 140 円 (税別)/週	1 浴場 140 円 (税別)/週	1 浴場 180 円 (税別)/週

※令和 6 年 8 月 1 日入浴料金改定

(大人 520 円→550 円、中人 200 円、小人 100 円は据え置き)

※公衆浴場活性化事業は令和 6 年度及び令和 7 年度は実績なし。令和 5 年度はショルダーポリ袋製作を実施。

(4) 従業員顕彰

根拠法規：目黒区中小企業従業員顕彰要綱

ア 目 的

従業員の定着の促進を図る。

イ 概 要

永年にわたり区内中小企業に勤務してきた従業員を顕彰し、従業員の勤労意欲と定着を図るため従業員顕彰を実施する。表彰状の授与対象者にあつては、引き続き同一の対象企業等に 10 年以上勤務している者、感謝状の授与対象者にあつては、引き続き同一対象企業に 5 年以上、10 年未満勤務している者を対象とする。

ウ 実 績

(単位：人)

	5 年度	6 年度	7 年度
従業員顕彰	表彰状 76 感謝状 77	表彰状 57 感謝状 34	表彰状 32 感謝状 23

(5) 創業支援

根拠法規：産業競争力強化法、目黒区ビジネスチャレンジ補助金交付要綱、目黒区インキュベーションオフィス等利用促進事業補助金交付要綱

ア 目 的

産業競争力強化法を契機に、国における創業関連施策が進められるとともに、区市町村については創業支援の事業計画を定めて国の認定を受けることで、当該区市町村への創業希望者が国の補助制度等の各支援を申し込める仕組みとなった。

本区においても、従前から実施してきた創業支援事業をもとに、その再編充実を図り、創業支援等事業計画を策定し国から認定を受けて、区内で創業を目指す方への支援を強化し、区内産業の活性化を図る。

イ 概 要

平成 27 年度までは区の独自事業として創業セミナー「実践めぐろ起業家塾」を開催し、平成 28 年度からは、既存の創業セミナーを再編充実させて、産業競争力強化法で認定された創業支援等事業計画に基づいた「実践めぐろ創業塾」を開催し、会社経営に必要な「経営」・「財務」・「人材育成」・「販路開拓」の知識を身につけられるよう支援している（中小企業診断士等が講師となり、ワークショップを含む実践的な講座を実施）。

平成 29 年度からは、既存のセミナーに加えて「実践めぐろ創業塾（兼業・副業型）」を開講し、新たな创业者の掘り起こしを図っているほか、令和 2 年度からは創業塾修了者を対象に「創業フォローアップ講座」を実施している。なお、創業塾はコロナ禍により 2 年度の春は募集を中止したが、2 年度の秋からはオンラインにより講座を実施している。

このほか、創業相談や創業時の融資あっせん等による支援を行っているほか、令和 4 年度からは創業塾修了者を対象にインキュベーションオフィス等の利用料金の補助を実施しており、創業及び新たな事業分野への進出を促進する「目黒区インキュベーションオフィス等利用促進事業補助金」では、令和 7 年度までに延べ 9 名を採択した。

なお、令和 4 年度から 6 年度までの創業支援計画を、令和 6 年 12 月に令和 6 年度から 8 年度を期間とする計画に改定し、目標数値として年度における創業支援数を 330 件、創業者数を 70 件とした。7 年度における創業支援数は 509 件、創業者数は 63 件であった。

ウ 実 績

(単位：人)

	目標	創業相談	創業融資相談	創業塾	計
5 支援数	200	171	184	113	468
5 創業数	40	2	41	7	50
6 支援数	330	186	165	159	510
6 創業数	70	25	27	16	68
7 支援数	330	189	180	140	509
7 創業数	70	2	42	19	63

	5 年度		6 年度		7 年度	
創 業 セ ミ ナー	実践めぐろ 創業塾	〃（兼業・副 業型）	実践めぐろ 創業塾	〃（兼業・副 業型）	実践めぐろ 創業塾	〃（兼業・副 業型）
	修了者 61 人 創業者 4 人	修了者 52 人 創業者 3 人	修了者 101 人 創業者 12 人	修了者 58 人 創業者 4 人	修了者 92 人 創業者 9 人	修了者 48 人 創業者 10 人
ビ ジ ネ ス チ ャ レン ジ 補助金	7 社 2,727 千円		7 社 3,500 千円		10 社 5,000 千円	

（6）商工まつり

ア 目 的

区内商工業者が、製品・商品の展示・販売やイベント等を通じて区内産業に対する区民の理解を深め、地域産業の振興と地域の活性化に貢献する。

イ 概 要

目黒区商工まつりは、目黒区商工まつり運営委員会の主催により、昭和32年から実施しており（途中5回の中止有）、令和7年度は第62回の開催となった。中庭には区内飲食店ブースや産地直送品の販売、めぐろうまいもの店、子ども店員による特設ショップ（職業体験）などが設置され、また、ホールでは宇宙に関する講演会や都市ボーイズによる都市伝説トークショー等が行われた。

以前は7月に開催していたが、近年の酷暑による熱中症予防の観点から、令和4年から11月開催となった。

ウ 実 績

（ア）決算額 (単位：円)

	5 年度	6 年度	7 年度
商工まつり運営委員会（補助金）	9,822,570	7,328,000	9,066,000

（イ）来場者及び出展企業

	5 年度	6 年度	7 年度
来場者	約 14,000 人	約 15,000 人	約 15,000 人
出展企業	57 団体	59 団体	64 団体

来場者数は、オンライン視聴含む。

（7）目黒区中小企業者向け専門家活用支援事業助成金

根拠法規：目黒区中小企業者向け専門家活用支援事業助成金交付要綱

ア 目 的

将来の事業再興に向けた実施計画やBCP（事業継続計画）策定等のほか、各種補助金等の申請に当たり専門家から又は知的財産の保護・活用に当たり弁理士から支援を受けた際に、その費用の一部を助成し、区内中小企業を支援する。

イ 概 要

次の（ア）～（ウ）のいずれかについて、専門家（公認会計士、司法書士、行政書士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士）の支援を受けた費用を助成する。

- (ア) 将来の事業再興に向けた実施計画や BCP（事業継続計画）策定等に当たって専門家の支援を受けた際の費用
- (イ) 各種補助金・給付金等の申請に当たって専門家の支援を受けた際の費用
- (ウ) 知的財産の保護・活用等に当たって弁理士の支援を受けた際の費用
- 1 事業者 上限 10 万円（助成率 8 / 10）

ウ 実 績

	5 年度	6 年度	7 年度
申請数	15 件	12 件	11 件
助成金額	1,238,000 円	1,112,000 円	950,000 円

(8) SNS 広告宣伝活動費補助金

根拠法規：SNS 広告宣伝活動費補助金交付要綱

ア 目 的

区内中小企業者の製品及びサービスを広く市場に周知するため、SNS を活用した広告に要する費用について、区がその一部を補助することにより、新たな市場の開拓及び販売の促進を図り、もって区内中小企業の振興を図る。

イ 概 要

次の SNS プラットフォームへの有料広告費および広告制作に関する費用等について補助する。

- (ア) F a c e b o o k
- (イ) Y o u T u b e
- (ウ) X
- (エ) I n s t a g r a m
- (オ) L I N E
- (カ) T i k T o k

1 事業者 上限 10 万円（助成率 8 / 10）

ウ 実 績

	7 年度
申請数	22 件
補助金額	2,045,000 円

※令和 7 年 8 月 1 日、事業開始

6 就労支援

(1) 目 的

求職者に対して、職業紹介及び就労相談をはじめ、就労支援セミナー等を開催する。

(2) 概 要

平成 15 年 10 月に開設した「ワークサポートめぐろ」において、職業紹介・職業相談に応じるほか、ハローワーク渋谷、東京都労働相談情報センター大崎事務所及び公益財団法人東京しごと財団と共催で、セミナー等を開催する。

(3) 実 績

ア 就労相談

(単位：人)

	5 年度	6 年度	7 年度
来所者計	7,817	7,280	8,638
ハローワーク	7,400	6,886	7,991
キャリア相談	417	394	647
就職者計	390	395	386
ハローワーク	390	395	386

イ 就職ミニ講座等

キャリア相談コーナーでミニ講座等を開催した。(毎月1・3週の月・水・木曜日)

(単位：人)

	5 年度	6 年度	7 年度
延べ参加者数	454	419	351

ウ 就労支援セミナー

一日完結型セミナーを開催した。

令和5年度（3回）

テーマ	対象者	参加人数
50 歳から準備する～定年後の仕事と生活と生き方	中高齢者	16
これからの私に合う「働き方」を探してみよう	女性	15
「知らないと損する労働法」働く人の味方、労働法を知って損をしない働き方をしよう	就業者・求職者	14

令和6年度（3回）

テーマ	対象者	参加人数
人生 100 年時代 自分を輝かせるキャリア&ライフ～充実した中高年を送るために	中高齢者	15
キャリアもライフもあきらめたくない!!～私のロードマップの描き方	女性	8
あなたにとっての『働き方改革』～年収の壁と労働法について	就業者・求職者	7

令和7年度（3回）

テーマ	対象者	参加人数
人生100年時代 自分らしいセカンドキャリアの充実～これまでとこれからのキャリア～	中高齢者	20
私の可能性発見!女性のためのキャリアの見つけ方	女性	15
働く上で知っておきたい労働法の基礎	就業者・求職者	8

エ 就職ミニ面接会

ハローワーク渋谷と共催して就職ミニ面接会を開催した。

	開催回数（回）	参加者数（人）	採用数（人）
5年度	2	13	1
6年度	2	15	7
7年度	5	43	23

オ 高校生のための企業説明会

ハローワーク渋谷、世田谷区、渋谷区と共催して高卒就職希望者を対象とした企業説明会を開催した。

	参加企業（社）	参加生徒数（人）	面談数（件）	1人あたり面談数（件）	参加教諭（人）
5年度	16	25	99	3.96	6
6年度	13	34	128	3.76	6
7年度	12	48	172	3.58	9

カ 労働セミナー

東京都労働相談情報センター大崎事務所と共催してセミナーを開催した。

	開催回数（回）	実参加人数（人）	会場
5年度	8	712	東京都南部労政会館
6年度	8	808	同上
7年度	8	579	同上

キ 求職者向けセミナー

公益財団法人東京しごと財団と共催してセミナーを開催した。

	参加者（人）	会場	対象者
5年度	74	ホテル雅叙園東京	女性の求職者
6年度	75	ホテル雅叙園東京	女性の求職者
	122	めぐろパーシモンホール	55歳以上の求職者
7年度	73	ホテル雅叙園東京	女性の求職者
	71		

ク 働きながら年金受給セミナー

ハローワーク渋谷及び目黒年金事務所と共催して、令和6年度から新たにセミナーを開催した。

	開催回数（回）	実参加人数（人）	対象者
6年度	4	72	65歳以降も働きたい方
7年度	6	102	65歳以降も働きたい方

7 中小企業センター

（1）中小企業センター運営

根拠法規：目黒区中小企業センター条例

ア 目 的

各種講座・講演会の実施、「商工まつり」の開催、販路拡大支援事業・情報活動支援事業の実施、受発注情報室・創業相談室の運営及びホール・集会室等の管理運営をすることにより、中小企業の振興を図る。

イ 概 要

経営支援事業：新入従業員研修、各種経営実践セミナー等を開催する。

経営戦略研究会：先進的な技術開発に取り組む企業経営者招き、研究会を開催する。

ウ 実 績

	5年度	6年度	7年度
新入従業員研修	1回・30人	1回・29人	1回・32人
経営支援事業	研修・講座 4回・140人 講演会 2回・200人	研修・講座 3回・127人 講演会 2回・323人	研修・講座 3回・123人 講演会 2回・127人
キャリアアップ支援講座	4回・80人	4回・80人	4回・90人
国家資格取得支援講座	40人	85人	129人
3級簿記講座	2回・41人	1回・37人	1回・39人
経営戦略研究会	1回・13人	1回・18人	1回・18人

中小企業センター利用実績

（単位：件）

区分	5年度	6年度	7年度
201（第一集会室）	431	421	573
202（第二集会室）	411	395	552
501（会議室）	370	361	531
ホール	430	446	475
合 計	1,642	1,623	2,131
利用率	44.5%	44.3%	43.5%

※ 平成26年4月1日からは（株）コンベンションリンケージが、指定管理者として運営管理を行っている。

(2) 勤労福祉会館運営

根拠法規：目黒区勤労福祉会館条例

ア 目 的

中小企業に働く勤労者の文化・教養及び福祉の向上を図る。

イ 概 要

スポーツ・教養・娯楽に関する講習会の実施、スポーツに関する一般公開事業の実施、集会室等の運営管理を行う。

ウ 実 績

主な事業名	5 年度	6 年度	7 年度
勤労者美術展	84 点出展 入場 166 人	79 点出展 入場 184 人	68 点出展 入場 120 人
一般公開事業	22,788 人	29,895 人	33,000 人
アーチェリー初心者講習会	4 回・364 人	4 回・519 人	4 回・499 人
茶道入門講座	1 回・14 人	2 回・31 人	2 回・32 人
卓球大会	1 回・53 人	1 回・51 人	1 回・62 人
アーチェリー射会	2 回・19 人	2 回・30 人	2 回・37 人
教養・娯楽講座	3 回・275 人	5 回・345 人	6 回・282 人

勤労福祉会館利用実績

令和 5 年度

区分	貸切利用件数 (件)	区分	貸切利用件数 (件)	一般公開利 用者数 (人)
第一洋室	281	卓球室	293	18,816
第二洋室	403	洋弓場	83	3,972
和室	211	小 計	376	22,788
サークル室	491			
小 計	1,386	合 計	1,762	
利用率	37.6%			

令和 6 年度

区分	貸切利用件数 (件)	区分	貸切利用件数 (件)	一般公開利 用者数 (人)
第一洋室	333	卓球室	209	25,134
第二洋室	380	洋弓場	81	4,761
和室	241	小 計	290	29,895
サークル室	452			
小 計	1,406	合 計	1,696	
利用率	38.4%			

令和 7 年度

区分	貸切利用件数 (件)	区分	貸切利用件数 (件)	一般公開利 用者数 (人)
403 (第一洋室)	485	卓球室	139	27,602
401 (第二洋室)	559	洋弓場	102	5,398
404 (和室)	286	小 計	241	33,000
402(サークル室)	662			
小 計	1,992	合 計	2,233	
利用率	40.6%			

※ 平成 26 年 4 月 1 日からは (株) コンベンションリンケージが、指定管理者として
運営管理を行っている。

8 消費生活センター

(1) 消費生活センター運営

根拠法規：目黒区消費生活センター条例、目黒区消費生活基本条例、消費者安全法、
消費者基本法

ア 目 的

消費者の権利を守り、区民の消費生活の安定・向上を図る。

イ 概 要

消費者啓発講座の開催、消費生活相談、消費者活動の支援、情報の収集・提供、施設の
貸出、おもちゃの病院の運営等を行う。また、家庭用品品質表示法・電気用品安全法・ガ
ス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律・消費生活用製品安
全法に基づく対象事業者への立入検査・調査を行う。

ウ 実 績

年度 主な事業名	5 年度	6 年度	7 年度
消費生活総合情報紙の発行	48,000 部	44,800 部	44,800 部
消費者学習事業	22 講座・449 人	17 講座・425 人	19 講座・473 人
消費生活相談	2,453 件	2,438 件	2,806 件
おもちゃの病院	53 回・346 件	52 回・395 件	51 回・336 件
消費者団体自主学習助成	4 回・71 人	2 回・25 人	2 回・40 人

主な消費生活相談

(単位：件)

	5 年度	6 年度	7 年度
1	商品一般（身に覚えのない商品、不審なメールが届く等） 158	賃貸アパート（退去時の原状回復費用等、管理会社とのトラブル等） 160	賃貸アパート（退去時の原状回復費用等、管理会社とのトラブル等） 260
2	化粧品（定期購入や解約の連絡がつかない等） 149	商品一般（不審なメールや架空請求、身に覚えのない荷物が届く等） 159	商品一般（不審なメールや架空請求、身に覚えのない荷物が届く等） 150
3	賃貸アパート（原状回復・敷金返還トラブル等） 147	役務その他サービス（申請代行サービス、給湯器等の点検等） 112	役務その他サービス（申請代行サービス、給湯器等の点検等） 134
4	工事・建築（リフォーム工事、屋根・壁補修工事等） 109	医療サービス（美容整形、医師が行う脱毛等） 95	化粧品（定期購入や解約の連絡がつかない等） 101
5	修理サービス（トイレのつまり解消や部品交換、電気製品の修理等） 70	化粧品（定期購入や解約の連絡がつかない等） 91	工事・建築（リフォーム工事、屋根・壁補修工事等） 81
	その他 1,820	その他 1,821	その他 2,080
合計	2,453	2,438	2,806

（２）消費生活環境整備と消費者力向上に係る事業

根拠法規：目黒区消費生活センター条例、目黒区消費生活基本条例

ア 目 的

目黒区消費生活基本条例の制定をうけ、区民の消費生活環境の向上を図る。

イ 概 要

平成２０年３月に「目黒区における消費生活環境整備のために」の提言書がまとめられ、平成２０年５月１９日に提言を受けた。提言の中で示された高齢者被害対策ネットワークの構築に向け、取組みを開始し、消費者教育や消費者力向上のための活動支援の施策として平成２１年度からは「消費者力アップ講座」を開催している。

ウ 実 績

	5 年度	6 年度	7 年度
実施回数・受講者延べ人数	7 回・149 人	8 回・120 人	8 回 89 人
めぐろ消費者サポーター 登録者数	27 人 合計 131 人	10 人 合計 133 名	15 人 合計 148 人

（３）消費者被害への取組

根拠法規：目黒区消費生活センター条例、目黒区消費生活基本条例

ア 目 的

悪質商法などによる若者への被害の拡大を防止するとともに、スマートフォン利用時の注意点や被害に遭わないための方法を学び、高齢者等に被害を未然に防止する力を身に付けてもらう。

イ 概 要

民法改正により、成年年齢が令和4年4月から18歳に引き下げられたことに伴い、若者への消費者被害増加が懸念されるため、リーフレット「成人になるあなたへ（改訂版）」を作成した。リーフレットは、引下げに伴い影響を受ける17歳になる区民及び区内の高校生に配付し、注意喚起を行った。

また、消費生活相談員等の派遣講師によるスマートフォン安全教室を実施し、消費生活センターが主催する教室の他、出張講座も開催した。

令和7年度から区内にある大学の協力を得て、大学生向けのリーフレット「消費者力を身につけよう」を作成、クリアファイルとともに配付した。

ウ 実 績

	5年度	6年度	7年度
リーフレット「成人になるあなたへ」の印刷・配付	3,500部	5,500部	3,200部
スマホ安全教室	開催17回 参加145名	開催13回 参加97名	開催16回 参加者102名
リーフレット「消費者力を身につけよう」の印刷・配付			4,000部

第6 文化・交流

1 国際化推進・自治体交流

(1) 北京市東城区との交流

根拠法規：日本国東京都目黒区と中華人民共和国北京市東城区との友好協力関係促進のための協定書

※ 平成22年7月に旧崇文区が北京市の行政区画再編成計画に基づき、隣接する東城区と合併したことに伴い、平成23年9月1日に新たに東城区と協定を締結

ア 目 的

日中平和友好条約の精神に基づき、両区の友好協力関係を深め、相互の地域の発展に資する。

イ 概 要

目黒区・東城区友好交流代表団（行政及び議会）の隔年の相互訪問、専門分野の視察団受入れ、児童生徒書画作品展、年賀状交換等

ウ 実 績

年 度	実 績
令和5年度	三区間交流事業実施（動画交換及びオンラインライブ交流） 東城区訪問団の受入れ、児童生徒書画作品展、年賀状の交換
令和6年度	三区間交流事業実施（バドミントン及び文化交流） 児童生徒書画作品展、年賀状の交換
令和7年度	三区間交流事業実施（バドミントン及び文化交流） 児童生徒書画作品展

(2) ソウル特別市中浪区との交流

根拠法規：日本国東京都目黒区と大韓民国ソウル特別市中浪区との友好都市協定締結書

ア 目 的

両区の友好協力関係を深め、相互の地域の発展に資するため。

イ 概 要

目黒区・中浪区の児童生徒による文化・スポーツ交流事業及び年賀状交換。

ウ 実 績

年 度	実 績
令和5年度	三区間交流事業実施（動画交換及びオンラインライブ交流） 児童生徒年賀状の交換
令和6年度	三区間交流事業実施（バドミントン及び文化交流） 児童生徒年賀状の交換
令和7年度	三区間交流事業実施（バドミントン及び文化交流） 児童生徒年賀状の交換

(3) 国内交流事業

ア 角田市との交流

(ア) 目 的

友好都市である宮城県角田市との交流を推進する。

(イ) 概 要

東日本大震災で被災した阿武隈川堤防復旧により再開したハーフマラソン大会への区民参加支援。

(ウ) 実 績

年 度	実 績
令和5年度	阿武隈リバーサイドマラソンツアー実施 写真展・物産展実施
令和6年度	阿武隈リバーサイドマラソンツアー実施 写真展・物産展実施
令和7年度	写真展・物産展実施

イ 気仙沼市との交流

(ア) 目 的

友好都市である宮城県気仙沼市との交流を推進する。

(イ) 概 要

震災を風化させることなく友好都市の復興を引き続き支援していくため、友好都市・気仙沼市復興応援写真展を行った。令和4年度以降、新たな復興応援の形として、「復興応援物産展」を実施している。

(ウ) 実 績

年 度	実 績
令和5年度	気仙沼復興応援ツアー実施 「友好都市交流フェア～友好と復興の絆～」として写真展、物産展実施 レストランで気仙沼フェア実施 気仙沼市観光キャラクター「ホヤぼーや」の学校・保育園訪問
令和6年度	気仙沼交流フェアとして写真展、物産展、ワークショップ実施 レストランで気仙沼フェア実施 区内小中学校で気仙沼ゆかりの給食メニュー提供 気仙沼市観光キャラクター「ホヤぼーや」の学校・保育園訪問
令和7年度	気仙沼観光振興ツアー実施 気仙沼交流フェアとして写真展、物産展、ワークショップ実施 レストランで気仙沼フェア実施 区内小中学校で気仙沼ゆかりの給食メニュー提供

ウ 金沢市との交流

(ア) 目 的

友好都市である石川県金沢市との交流を推進する。

(イ) 概 要

能登半島地震により被災した自治体へ金沢市を通じた支援を行った。また、金沢百万石まつりへの参加、氷室の雪氷の贈呈式・展示、かなざわ講座等の事業を実施した。

(ウ) 実 績

年 度	実 績
令和5年度	金沢百万石まつりへの参加 「氷室の雪氷」贈呈式・雪氷の展示・金沢物産展実施 金沢伝統文化体験ウィーク実施 かなざわ講座実施 いしかわ復興応援物産展実施
令和6年度	かなざわ観光応援ツアー実施 金沢百万石まつりへの参加 「氷室の雪氷」贈呈式・雪氷の展示・金沢物産展実施 かなざわ講座実施
令和7年度	金沢百万石まつりへの参加 「氷室の雪氷」贈呈式・雪氷の展示・金沢物産展実施 かなざわ講座実施

エ その他の自治体との交流

長野県長和町、大分県臼杵市とは災害時相互援助協定を締結しており、区民まつり等を通じて交流を行っている。

2 目黒区国際交流協会助成

根拠法規：（公財）目黒区国際交流協会に対する助成に関する条例及び同施行規則

(1) 目 的

区民の創意と活力を活かした国際交流を進めるため、（公財）目黒区国際交流協会に助成する。

(2) 概 要

文化交流および紹介、日本語学習支援交流、会報・広報等。

(3) 実 績

決算額

（単位：円）

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国際交流協会補助金	45,810,187	47,536,832	53,259,411

※令和5年度については、ウクライナ避難民生活支援費用（4,848,956円）を含む。

※令和6年度については、ウクライナ避難民生活支援費用（2,210,881円）を含む。

※令和7年度については、ウクライナ避難民生活支援費用（3,946,366円）を含む。

3 目黒区民まつり

根拠法規：目黒区民の日条例

(1) 目 的

区民がこぞって1日を交歓することにより、その自治意識を高揚し、区の発展と区民の福祉増進を図る。

(2) 概 要

ア 区民まつり

目黒区民まつりは、目黒区民まつり実行委員会の主催により、例年、田道広場公園、区民センター及び田道小学校を会場とし、目黒のさんま祭・ふるさと物産展・おまつり広場・子ども広場において各種イベントを実施している。

昭和52年より実施しており（平成7年度、令和2、3年度の中止を除く）、令和7年度で第49回を迎えた。10月12日、田道広場公園、区民センター及び田道小学校を会場とし、目黒のさんま祭・ふるさと物産展・おまつり広場・子ども広場において各種イベントを実施した。なお、開催にあたっては、引き続き感染対策を講じた。

イ 区民作品展（区展）

例年、区展実行委員会の主催により、目黒区美術館において区展（絵画、書、写真、手工芸）を実施している。令和7年度は令和6年度に引き続き、出展した作品を撮影し、動画に編集したものを、目黒区公式 YouTube チャンネル「めぐろ TV」で令和7年11月21日から公開した。

ウ 新作落語コンテスト

目黒区民まつり実行委員会の主催により、新作落語コンテストを開催した。作品を YouTube に投稿し、オンラインで審査する形式を採用した。区内外から19件の応募があり、決勝大会はパーシモンホールで行い、その様子をオンラインで配信した。後日アーカイブ配信を行った。

(3) 実 績

ア 決算額

(単位：円)

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区民まつり補助金	8,243,000	8,243,000	8,343,000
区展補助金	464,200	425,700	492,800
合 計	8,707,200	8,668,700	8,835,800

イ 来場者数

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区民まつり	約 35,000 人	約 45,000 人	約 48,000 人
区展	1,217 人	1,376 人	1,366 人
新作落語コンテスト	公募 100 人及び関係者	公募 100 人及び関係者	公募 100 人及び関係者

※ 区展の来場者数は美術館本館の入場者数のみであり、区民ギャラリーは含まない。

4 芸術文化

(1) めぐろオータムアート

ア 概 要

芸術文化の振興を目的として、音楽や美術等を幅広く楽しむことのできる事業を実施し、多くの人が芸術文化に触れることのできる機会を提供する。令和7年度は、旧前田家本邸洋館でのコンサートや東大駒場キャンパスの歴史に関する見学ツアーなど5つの事業を実施した。

イ 実 績

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業数	4	4	5
参加人数	162 人	207 人	275 人

(2) 伝統文化子ども教室

ア 概 要

地域において、日本の伝統的な文化を子どもたちが体験・習得する機会を提供することにより、子どもたちの歴史、伝統文化に対する関心や理解を深め、尊重する態度を育て、豊かな人間性の育成を図る。マナー、生け花、茶の湯、日本舞踊、狂言の5種目の講座を実施している。

イ 実 績

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
種目数	5	5	5
参加人数（延人数）	979 人	915 人	990 人

(3) めぐろ子ども音楽祭

ア 概 要

平成28年3月に改定した「めぐろ芸術文化振興プラン」に掲げる目標の一つである「芸術文化活動への支援」の推進方策として掲げた「子どものための音楽祭の実施」を推進するため、区内小学校の音楽課外活動団体（器楽、吹奏楽、金管、合唱）の発表の場として、実施している。令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、令和4年度以降再開している。

イ 実 績

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加校数・団体数	8校9団体	9校10団体	8校8団体
入場者数	1156 人	1140 人	844 人

(4) 目黒区芸術文化振興財団に対する助成

ア 概 要

芸術文化の振興を図り、地域社会の発展向上に寄与することを目的として、昭和62年10月に「目黒区芸術文化振興財団（以下、「芸術文化振興財団」という。）」を設立した。区では、令和7年度に芸術文化振興財団に対し約2億円の助成を行った。

イ 実 績

決算額

(単位：円)

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
財団補助	189,975,728	204,617,400	220,477,451

(5) 指定管理者制度による目黒区文化ホール、目黒区美術館の管理運営

ア 概 要

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理のあり方として「指定管理者制度」が創設され、目黒区では、平成18年度以降、目黒区文化ホール及び目黒区美術館の管理運営を指定管理者制度により行っている。

令和6年度から令和10年度の間、第4期目となる目黒区文化ホール及び目黒区美術館の指定管理者は公益財団法人目黒区芸術文化振興財団とする決定を行った。

公益財団法人目黒区芸術文化振興財団は、指定管理者としてこれまで以上のサービスの向上と経営の効率化に向け、事務事業の改善に取り組んだ。令和7年度は、大・小ホール工事による休館期間中の利用料補填を含めた指定管理料を支払った。

イ 実 績

決算額

(単位：円)

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定管理料	74,599,327	77,595,947	92,555,314

※ 平成21年度から利用料金制導入。

ウ 指定管理者運営評価

「指定管理者制度活用の基本方針」に基づき、学識経験者など第三者による目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者運営評価委員会を設置している。

なお運営評価については「目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者運営評価委員会設置要綱」に基づき実施している。

目黒区文化ホール及び美術館指定管理者運営評価委員会

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
委員数（内訳）	外部委員4名 （学経2、区民代表2） 内部委員2名 アドバイザー1名	外部委員4名 （学経2、区民代表2） 内部委員2名 アドバイザー1名	外部委員4名 （学経2、区民代表2） 内部委員2名 アドバイザー1名

(6) 博物館資料収集

ア 概 要

博物館資料収集については、平成22年度を最後に、購入による作品の収集は行っていないが、調査研究や展覧会の充実などを目的として、寄贈、寄託による収集は行っている。平成30年度は、寄贈79点、寄託2点を受け入れた。令和5年度は平成30年度ぶりに実施し寄贈を受けた。

イ 実 績

資料収集内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資料購入件数	0	0	0
寄贈点数	121	0	0
寄託点数	0	0	0

※ 寄託は原則2年間の寄託契約をしている。

(7) 目黒区文化祭

ア 概 要

区内で芸術文化活動をしている団体等の発表の場を設けることにより、区の芸術文化振興に寄与することを目的として、目黒区文化祭を実施しており、令和7年度で60回目を迎えた。平成21年度から目黒区芸術文化振興財団に実施委託しており、春と秋にさまざまな種目の公演を行っている。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため春開催を中止した。令和4年度以降は開催している。

イ 実 績

年度	種目数	種目
令和5年度	13	華道茶道展、自主グループ展示発表、謡曲大会、民謡まつり、邦楽演奏会、音楽祭、民謡大会、洋舞祭、日本舞踊大会、吟剣詩舞道大会、演劇祭、合唱祭、ユネスコ美術展
令和6年度	12	華道茶道展、自主グループ展示発表、謡曲大会、民謡まつり、邦楽演奏会、音楽祭、民謡大会、洋舞祭、日本舞踊大会、吟剣詩舞道大会、演劇祭、合唱祭
令和7年度	13	華道茶道展、自主グループ展示発表、謡曲大会、民謡まつり、邦楽演奏会、音楽祭、民謡大会、洋舞祭、日本舞踊大会、吟剣詩舞道大会、演劇祭、合唱祭、ユネスコ美術展

(8) 障害者美術展

ア 概 要

芸術文化活動を通じて多様性を尊重する社会づくりを推進するため、目黒区美術館にて「めぐろの障がい者アート展 日々のよろこび」を開催している。令和6年度は本館にて実施したコレクション展の会期中に実施することにより、多くの入場者があった。

イ 実 績

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
作品数	未実施	237 作品	未実施
入場者数	未実施	2,225 人	未実施

(9) MDC (メグロダンスコネクション)

ア 概 要

2024パリ五輪では、正式種目として採用されたほか、健康促進や世代を越えたコミュニティ形成に寄与するなど、様々な可能性を持つダンスをテーマとし、子どもから大人まで多くの区民がダンスに触れる機会を提供する場として、令和6年度から開始した。なお、企画・事業運営はLDH JAPANに委託をしている。会場はパーシモン大・小ホール並びに区民キャンパス屋外を活用して実施した。

イ 実 績

決算額 (単位：円)

内容	令和6年度	令和7年度
実施にかかる合計額	6,829,777	7,314,945

5 観光まちづくりの推進

(1) 概 要

区民・事業者・団体・行政が連携・協力し、まち歩きを主眼とした「観光まちづくり」を推進し、にぎわいと活力あるまちの実現を目指すため、(一般社団法人)めぐろ観光まちづくり協会の運営を支援している。

主な事業として、観光PR動画の配信、ボランティアガイドの育成講座、めぐろ観光写真コンクール、「めぐろ土産」パンフレットの作成等を行った。

(2) 実 績

決算額 (単位：円)

内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
めぐろ観光まちづくり協会補助金	40,909,423	42,901,591	39,438,005

第7 スポーツ振興

1 スポーツ・レクリエーション施設運営

根拠法規：スポーツ基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、目黒区立スポーツ施設条例・同条例施行規則、目黒区立緑ヶ丘小学校等の屋内プールの使用に関する条例・同条例施行規則

(1) 目的

区民一人ひとりが生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康で文化的な生活が送れるよう、スポーツ施設の整備を行うとともに、様々な種目の一般公開や教室・講習会を実施し、スポーツ・レクリエーション活動を促進する。

(2) 概要

ア スポーツ施設

各地区及び多摩川河川敷に 14 ヶ所のスポーツ・レクリエーション施設を設けている。
(体育館 5 ヶ所、プール 2 ヶ所、庭球場 4 ヶ所、野球場 2 ヶ所、サッカー場 1 ヶ所)

施設名称	開館年月日	概要
駒場体育館	昭和 61 年 6 月 1 日	体育室、トレーニング室、屋内ランニングコース、屋内プール、庭球場（専用 3 面、ゲートボール場兼用 1 面）、会議室
目黒区民センター体育館	昭和 49 年 8 月 1 日	体育室、トレーニング室、トレーニングスタジオ、プール（屋内、屋外 50m、屋外幼児）、庭球場（2 面）、会議室
碑文谷体育館	野球場・庭球場 平成 12 年 11 月 24 日 体育館 平成 13 年 4 月 1 日	体育室、野球場、庭球場（6 面）、ウォーキングコース、会議室
中央体育館	昭和 43 年 2 月 1 日	競技場、エアライフル場、トレーニング室、トレーニングスタジオ、格技場（2 部屋）、弓道場、多目的室、会議室（3 部屋）
八雲体育館	平成 14 年 7 月 1 日	体育室、トレーニング室、研修室
宮前公園庭球場	昭和 47 年 3 月 30 日	庭球場（2 面）
砧野球場・砧サッカー場	昭和 43 年 6 月 1 日	軟式野球場（3 面）、少年軟式野球場（3 面）、サッカー場（1 面）、少年サッカー場（1 面）

<7 年度の主な施設整備状況>

各スポーツ施設における計画修繕や工事实施に関する状況は次のとおりである。

- ・駒場体育館照明設備改修工事（17,991,600 円）
- ・区民センター体育館天井補修工事（797,500 円）
- ・区民センター屋外プール槽シート張替工事（36,750,000 円）
- ・碑文谷体育館エレベーター改修工事（45,700,000 円）
- ・中央体育館第 2 格技場天井改修（42,523,624 円）
- ・砧サッカー場表層整備工事（5,478,000 円）

イ 区民プール

スポーツ施設に設置されているプール及び学校に併設の屋内プールを地区プールに位置付け、運営している。

施設名称	開館年月日	概要
駒場プール (北部地区プール)	昭和 61 年 6 月 1 日	屋内温水 25 メートル 6 コース
目黒区民センタープール (東部地区プール)	昭和 49 年 8 月 1 日	屋内温水 25 メートル 6 コース、 屋外 50 メートル、屋外幼児
五本木小学校屋内プール (中央地区プール)	平成 7 年 3 月 19 日	屋内温水 25 メートル 6 コース
碑小学校屋内プール (南部地区プール)	平成 20 年 3 月 1 日	屋内温水 25 メートル 6 コース
緑ヶ丘小学校屋内プール (西部地区プール)	昭和 62 年 5 月 1 日	屋内温水 25 メートル 6 コース、 屋外幼児

ウ 指定管理者制度

スポーツ施設については、平成 20 年度より指定管理者制度を導入した。

施設別指定管理者

施設名称	指定管理者
駒場体育館、駒場プール、駒場庭球場・ゲートボール場	株式会社オーエンス
目黒区民センター体育館、目黒区民センタープール、目黒区民センター庭球場	ミズノグループ (※)
碑文谷体育館、碑文谷野球場、碑文谷庭球場	特定非営利活動法人 スポルテ目黒
中央体育館	特定非営利活動法人 目黒体育協会
八雲体育館、宮前公園庭球場	シンコースポーツ株式会社
砧野球場、砧サッカー場 (区外施設)	協栄・目黒体育協会グループ (※)

(※)は共同企業体による指定管理者名

エ プログラムの提供

スポーツ・レクリエーション活動を推進するため、一般公開、教室・講習会、交流機会等、各種プログラムを提供している。

オ 自主活動の援助

区民団体等の自主的・自発的な活動を促進するために指導者の育成、健康体力相談を実施している。

(3) 実 績

ア 貸切利用

(ア) 体育室（競技場）利用状況

施設名	利用区分	5 年度	6 年度	7 年度
駒場体育館体育室	区内団体	672	660	644
	区外団体	10	18	27
	利 用 率 (%)	91.5	93.6	93.2
目黒区民センター体育館 体育室	区内団体	712	709	722
	区外団体	10	21	7
	利 用 率 (%)	95.8	96.9	95.7
碑文谷体育館体育室	区内団体	493	456	563
	区外団体	3	3	7
	利 用 率 (%)	95.0	97.0	96.9
中央体育館競技場	区内団体	1,318	1,237	1,125
	区外団体	49	46	49
	利 用 率 (%)	87.1	90.0	89.5
八雲体育館体育室	区内団体	534	547	576
	区外団体	4	8	6
	利 用 率 (%)	94.9	95.9	97.2
合 計	区内団体	3,729	3,609	3,630
	区外団体	76	96	96
	利 用 率 (%)	91.5	93.7	93.6

(イ) トレーニングスタジオ利用状況

施設名	利用区分	5 年度	6 年度	7 年度
区民センター体育館 トレーニングスタジオ	区内団体	97	95	40
	区外団体	2	9	21
	利 用 率 (%)	63.9	74.3	47.3
中央体育館 トレーニングスタジオ	区内団体	1,012	1,006	952
	区外団体	11	19	86
	利 用 率 (%)	90.0	86.5	87.6
合 計	区内団体	1,109	1,101	992
	区外団体	13	28	107
	利 用 率 (%)	86.8	85.2	83.6

(ウ) 中央体育館第1格技場（畳）利用状況

施設名	5 年度	6 年度	7 年度
区内団体	443	487	471
区外団体	14	15	9
利 用 率 (%)	60.2	68.2	66.8

(エ) 中央体育館第2格技場（フローリング）利用状況

施設名	5 年度	6 年度	7 年度
区内団体	174	205	127
区外団体	2	8	16
利 用 率 (%)	40.4	46.6	43.3

(オ) 中央体育館エアライフル場

施設名	5 年度	6 年度	7 年度
区内団体	2	0	0
区外団体	0	0	0
利 用 率 (%)	0.2	0	0

(カ) 中央体育館弓道場

施設名	5 年度	6 年度	7 年度
区内団体	123	120	121
区外団体	25	53	58
利 用 率(%)	46.1	52.0	54.1

(キ) 区民プール利用状況

施設名	利用区分	5 年度	6 年度	7 年度
駒場プール	区内団体	38	52	72
	区外団体	0	0	0
	利 用 率(%)	100	100	100
目黒区民センター 屋内プール	区内団体	100	105	105
	区外団体	0	0	0
	利 用 率(%)	100	100	100
五本木小学校屋内プール	区内団体	22	47	52
	区外団体	0	0	0
	利 用 率(%)	100	100	100
碑小学校屋内プール	区内団体	0	0	0
	区外団体	0	0	0
	利 用 率(%)	0	0	0
緑ヶ丘小学校屋内プール	区内団体	37	40	4
	区外団体	0	0	0
	利 用 率(%)	100	100	100
合 計	区内団体	197	244	233
	区外団体	0	0	0
	利 用 率(%)	100	100	100

※貸切で予約が入らなかった時間帯は全て一般公開にしているため、利用率は 100%となる。

(ク) 庭球場利用状況

施設名	利用区分	5 年度	6 年度	7 年度
駒場庭球場・ ゲートボール場	区内団体	4,627	4,378	4,464
	区外団体	6	17	60
	利 用 率(%)	93.9	91.1	92.0
目黒区民センター庭球場	区内団体	2,420	2,408	2,355
	区外団体	4	4	12
	利 用 率(%)	97.3	97.7	96.7
碑文谷庭球場	区内団体	6,284	6,341	6,165
	区外団体	10	7	9
	利 用 率(%)	97.7	98.0	97.3
宮前公園庭球場	区内団体	2,364	2,365	2,337
	区外団体	4	11	4
	利 用 率(%)	97.0	95.3	95.1
合 計	区内団体	15,695	15,492	15,321
	区外団体	24	39	85
	利 用 率(%)	96.4	95.5	95.7

(ケ) 野球場利用状況

施設名	利用区分	5 年度	6 年度	7 年度
碑文谷野球場	区内団体	471	464	450
	区外団体	9	2	2
	利 用 率 (%)	59.3	54.8	50.6
砧野球場	区内団体	1,369	891	1,417
	区外団体	524	314	454
	利 用 率 (%)	23.5	26.3	23.8
合 計	区内団体	1,840	1,355	1,867
	区外団体	533	316	456
	利 用 率 (%)	26.7	30.7	26.5

(コ) サッカー場利用状況

施設名	利用区分	5 年度	6 年度	7 年度
砧サッカー場	区内団体	327	159	234
	区外団体	360	215	333
	利 用 率 (%)	26.6	26.2	22.4

イ 一般公開

(ア) 体育室（競技場）利用状況

施設名		5 年度	6 年度	7 年度
駒場体育館体育室	公開種目数	7	7	7
	公開延べ日数（日）	334	323	331
	利用者数（人）	9,727	10,414	10,535
	1 日平均利用者数（人）	29.1	32.2	31.8
目黒区民センター 体育館体育室	公開種目数	7	7	7
	公開延べ日数（日）	341	347	342
	利用者数（人）	6,086	7,383	8,134
	1 日平均利用者数（人）	17.8	21.3	23.8
碑文谷体育館体育室	公開種目数	10	10	10
	公開延べ日数（日）	522	517	525
	利用者数（人）	14,259	14,584	15,241
	1 日平均利用者数（人）	27.3	28.2	29.0
中央体育館競技場	公開種目数	24	24	24
	公開延べ日数（日）	2,346	2,367	2,203
	利用者数（人）	43,867	48,610	47,991
	1 日平均利用者数（人）	18.7	20.5	21.8
八雲体育館体育室	公開種目数	18	18	18
	公開延べ日数（日）	873	861	869
	利用者数（人）	27,792	30,370	33,461
	1 日平均利用者数（人）	31.8	35.3	38.5
合 計	公開種目数	66	66	66
	公開延べ日数（日）	4,416	4,415	4,270
	利用者数（人）	101,731	111,361	115,362
	1 日平均利用者数（人）	124.7	137.5	144.9

(イ) トレーニング室利用状況

施設名		5 年度	6 年度	7 年度
駒場体育館 トレーニング室	公開延べ日数 (日)	352	346	356
	利用者数 (人)	16,115	16,477	17,271
	1 日平均利用者数(人)	45.8	47.6	48.5
目黒区民センター トレーニング室	公開延べ日数 (日)	357	357	357
	利用者数 (人)	84,449	92,020	97,596
	1 日平均利用者数(人)	236.6	257.8	273.4
中央体育館 トレーニング室	公開延べ日数 (日)	358	357	357
	利用者数 (人)	30,309	34,778	39,056
	1 日平均利用者数(人)	84.7	97.4	109.4
八雲体育館 トレーニング室	公開延べ日数 (日)	357	356	356
	利用者数 (人)	27,894	32,653	36,011
	1 日平均利用者数(人)	78.1	91.7	101.2
合 計	公開延べ日数 (日)	1,424	1,416	1,426
	利用者数 (人)	158,767	175,928	189,934
	1 日平均利用者数(人)	445.2	494.5	532.4

(ウ) 区民プール利用状況

施設名		5 年度	6 年度	7 年度
駒場プール 屋内 25 メートル	公開延べ日数 (日)	352	341	351
	利用者数 (人)	36,624	38,242	40,640
	1 日平均利用者数(人)	104.0	112.1	115.8
目黒区民センタープール 屋外 50 メートル	公開延べ日数 (日)	71	72	72
	利用者数 (人)	45,156	40,766	42,874
	1 日平均利用者数(人)	636.0	566.2	595.5
目黒区民センタープール 屋内 25 メートル	公開延べ日数 (日)	335	348	349
	利用者数 (人)	59,099	60,101	60,643
	1 日平均利用者数(人)	176.4	172.7	173.8
目黒区民センタープール 屋外幼児	公開延べ日数 (日)	71	69	71
	利用者数 (人)	7,724	7,106	7,179
	1 日平均利用者数(人)	108.8	103.0	101.1
五本木小学校屋内プール 屋内 25 メートル	公開延べ日数 (日)	261	333	350
	利用者数 (人)	34,342	40,015	44,300
	1 日平均利用者数(人)	131.6	120.2	126.6
碑小学校屋内プール 屋内 25 メートル	公開延べ日数 (日)	345	329	338
	利用者数 (人)	50,101	44,960	54,372
	1 日平均利用者数(人)	145.2	136.7	160.9
緑ヶ丘小学校屋内プール 屋内 25 メートル	公開延べ日数 (日)	348	349	347
	利用者数 (人)	49,901	49,492	54,598
	1 日平均利用者数(人)	143.4	141.8	157.3
緑ヶ丘小学校屋内プール 屋外幼児	公開延べ日数 (日)		11	12
	利用者数 (人)		537	773
	1 日平均利用者数(人)		48.8	64.4
合 計	公開延べ日数 (日)	1,783	1,852	1,890
	利用者数 (人)	282,947	281,219	305,379
	1 日平均利用者数(人)	1,445.4	1,401.5	1,495.3

(エ) 庭球場利用状況

施設名		5 年度	6 年度	7 年度
駒場庭球場・ゲートボール場	公開種目数	2	2	2
	公開延べ日数(日)	33	33	34
	利用者数(人)	989	974	906
	1日平均利用者数(人)	30.0	29.5	26.6
目黒区民センター庭球場	公開種目数	2	2	2
	公開延べ日数(日)	61	64	73
	利用者数(人)	1,187	1,192	1,326
	1日平均利用者数(人)	19.5	18.6	18.2
合 計	公開種目数	4	4	4
	公開延べ日数(日)	94	97	107
	利用者数(人)	2,176	2,166	2,232
	1日平均利用者数(人)	49.5	48.1	44.8

ウ 教室・講習会

実施主体		5 年度	6 年度	7 年度
スポーツ振興課	実施事業数	3	3	3
	実施延べ日数(日)	102	93	104
	参加者数(人)	1,294	1,428	1,520
駒場体育館	実施事業数	49	46	46
	実施延べ日数(日)	891	856	888
	参加者数(人)	17,802	18,407	19,243
目黒区民センター体育館	実施事業数	48	47	48
	実施延べ日数(日)	697	710	760
	参加者数(人)	14,171	14,709	13,423
碑文谷体育館	実施事業数	62	61	63
	実施延べ日数(日)	1,620	1,608	1,754
	参加者数(人)	32,906	33,353	33,194
中央体育館	実施事業数	54	43	47
	実施延べ日数(日)	1,805	1,321	1,380
	参加者数(人)	26,110	25,575	25,797
八雲体育館	実施事業数	23	38	35
	実施延べ日数(日)	228	245	240
	参加者数(人)	4,359	5,118	5,266
宮前公園庭球場	実施事業数	6	5	5
	実施延べ日数(日)	45	47	46
	参加者数(人)	1,206	1,404	1,377
砧野球場・砧サッカー場	実施事業数	3	1	3
	実施延べ日数(日)	3	1	3
	参加者数(人)	80	11	78
五本木小学校屋内プール	実施事業数	2	1	3
	実施延べ日数(日)	13	8	14
	参加者数(人)	450	287	576
碑小学校屋内プール	実施事業数	3	5	3
	実施延べ日数(日)	19	25	20
	参加者数(人)	589	857	711
緑ヶ丘小学校屋内プール	実施事業数	3	2	2
	実施延べ日数(日)	15	14	14
	参加者数(人)	580	478	534
合 計	実施事業数	256	252	258
	公開延べ日数(日)	5,438	4,928	5,223
	参加者数(人)	99,547	101,627	101,719

エ 健康体力相談

個人にあった安全かつ効果的な健康・体力づくりができるよう、医師や管理栄養士により医療機器等を用いて相談・アドバイスを行っている。

実施主体		5 年度	6 年度	7 年度
八雲体育館	公開日数（日）	77	76	69
	利用者数（人）	159	198	184

2 交流機会の提供

根拠法規：スポーツ基本法

（１）目 的

スポーツ・レクリエーションを通じて相互交流・相互理解を促進する機会として、各種交流機会の充実を図る。

（２）概 要

日常の活動成果を発表する機会や、スポーツ・レクリエーションを通じた交流の機会を提供している。

（３）実 績

ア 体育祭

大会名等		5 年度	6 年度	7 年度
体育祭春季大会	種目	31	30	31
	延べ日数（日）	120	101	117
	参加者数（人）	8,130	8,620	8,211
体育祭秋季・冬季大会	種目	36	34	37
	延べ日数（日）	104	92	172
	参加者数（人）	7,671	6,482	8,513

イ 都民大会等選手派遣

大会数等	5 年度	6 年度	7 年度
大会数	5	3	4
種目数	33	33	33
延べ日数（日）	33	38	37
派遣人数（人）	394	437	406

ウ 地区スポーツ大会参加者数

（人）

地区名	5 年度	6 年度	7 年度
北部地区	77	82	72
東部地区	48	48	48
中央地区	64	36	36
南部地区	75	150	100
西部地区	139	130	82
合 計	403	446	338

エ トップアスリート競技観戦事業（30 年度から）

（参加人数：人）

参加者数等	5 年度	6 年度	7 年度
種目数	2	2	1
参加者数	86	56	46

オ その他の交流機会

(ア) スポーツ振興課

事業名	実施数等	5 年度	6 年度	7 年度
めぐろウォーキングマーチ	実施事業数	1	1	1
	実施延べ日数 (日)	1	1	1
	参加者数 (人)	196	267	203
夏休み出前ラジオ体操	実施事業数	1	1	1
	実施延べ日数 (日)	10	9	10
	参加者数 (人)	1,793	1,431	1,378
めぐろスポーツまつり	実施事業数	1	1	1
	実施延べ日数 (日)	1	1	1
	参加者数 (人)	320	873	590
碑文谷地区ドッジボール大会	実施事業数	1	1	1
	実施延べ日数 (日)	1	1	1
	参加者数 (人)	198	221	231
合 計	実施事業数	4	4	4
	実施延べ日数 (日)	13	12	13
	参加者数 (人)	2,507	2,792	2,402

(イ) その他の施設

実施主体	実施数等	5 年度	6 年度	7 年度
駒場体育館	実施事業数	24	25	25
	実施延べ日数 (日)	27	26	29
	参加者数 (人)	767	745	811
目黒区民センター体育館	実施事業数	28	26	31
	実施延べ日数 (日)	224	250	254
	参加者数 (人)	3,617	4,373	4,479
碑文谷体育館	実施事業数	3	3	3
	実施延べ日数 (日)	3	3	3
	参加者数 (人)	2,224	5,038	4,318
中央体育館	実施事業数	8	9	9
	実施延べ日数 (日)	17	19	18
	参加者数 (人)	1,853	2,361	2,187
八雲体育館	実施事業数	14	18	16
	実施延べ日数 (日)	19	18	17
	参加者数 (人)	2,423	2,178	1,604
宮前公園庭球場	実施事業数	2	1	0
	実施延べ日数 (日)	2	1	0
	参加者数 (人)	23	36	0
砧野球場・砧サッカー場	実施事業数	4	4	4
	実施延べ日数 (日)	11	6	11
	参加者数 (人)	1,638	922	1,628
合 計	実施事業数	83	90	88
	実施延べ日数 (日)	303	323	332
	参加者数 (人)	12,545	15,653	15,027

カ 無料公開

実施施設	公開数等	5 年度	6 年度	7 年度
駒場体育館 (プール含む)	公開種目数	2	5	5
	公開日数 (日)	2	5	5
	利用者数 (人)	151	305	355
	1 日平均利用者数(人)	75.5	61.0	71.0
目黒区民センター体育館 (プール含む)	公開種目数	4	5	7
	公開日数 (日)	4	5	8
	利用者数 (人)	587	694	742
	1 日平均利用者数(人)	146.8	138.8	92.8
碑文谷体育館	公開種目数	3	2	1
	公開日数 (日)	149	154	143
	利用者数 (人)	8,992	7,212	6,331
	1 日平均利用者数(人)	60.3	46.8	44.3
中央体育館	公開種目数	4	4	4
	公開日数 (日)	4	4	4
	利用者数 (人)	505	546	694
	1 日平均利用者数(人)	126.3	136.5	173.5
八雲体育館	公開種目数	6	4	3
	公開日数 (日)	6	4	3
	利用者数 (人)	261	253	436
	1 日平均利用者数(人)	43.5	62.3	145.3
宮前公園庭球場	公開種目数	1	0	0
	公開日数 (日)	1	0	0
	利用者数 (人)	64	0	0
	1 日平均利用者数(人)	64.0	0	0
砧野球場・砧サッカー場	公開種目数	4	0	0
	公開日数 (日)	11	0	0
	利用者数 (人)	1,638	0	0
	1 日平均利用者数(人)	148.9	0	0
五本木小学校屋内プール	公開種目数	1	2	2
	公開日数 (日)	1	2	2
	利用者数 (人)	114	260	233
	1 日平均利用者数(人)	114	130.0	116.5
碑小学校屋内プール	公開種目数	1	2	2
	公開日数 (日)	1	2	2
	利用者数 (人)	167	363	293
	1 日平均利用者数(人)	167	181.5	146.5
緑ヶ丘小学校屋内プール	公開種目数	1	2	2
	公開日数 (日)	1	2	2
	利用者数 (人)	174	263	298
	1 日平均利用者数(人)	174	131.5	149.0
合 計	公開種目数	27	26	26
	公開日数 (日)	180	178	169
	利用者数 (人)	12,653	9,896	9,382
	1 日平均利用者数(人)	1,120.3	946.1	938.9

3 指導者育成

根拠法規：スポーツ基本法

(1) 目的

区民のスポーツ・レクリエーション活動をより効果的・円滑に推進するために、優れた指導者の育成・確保を図る。

(2) 概要

パラスポーツ指導員及び水上安全法救助員の養成講習会を実施している。

(3) 実績

ア スポーツセミナー

実施数等	5年度	6年度	7年度
実施日数（日）	—	—	—
受講者数（人）	—	—	—

イ 初級パラスポーツ指導員養成講習会

実施数等	5年度	6年度	7年度
実施日数（日）	4	4	4
受講者数（人）	13	19	20

ウ 水上安全法救助員養成講習会

実施数等	5年度	6年度	7年度
実施日数（日）	6	6	6
受講者数（人）	28	32	49

（事業開始：平成24年6月）

4 総合型地域スポーツクラブモデル事業

根拠法規：スポーツ基本法

(1) 目的

地域において「いつでも だれでも いつまでも」スポーツやレクリエーション活動・文化活動に親しむことができる環境整備の一環として総合型地域スポーツクラブの普及・推進を図る。

(2) 概要

地域のコミュニティの役割を担うスポーツクラブづくりに向けた先導的なモデル事業として活動している総合型地域スポーツクラブ「NPO法人スポルテ目黒」を、平成16年10月の設立（特定非営利法人格取得は平成18年6月）以来、区は事業周知を行う等、活動の支援を行っている。「NPO法人スポルテ目黒」の活動として、スイミング、卓球、バドミントンからニュースポーツまで主に碑文谷体育館や五本木小学校屋内プール・体育館、碑小学校屋内プール、鷹番小学校体育館で活動している。活動は、会員からの会費により運営されている。

(3) 実績

ア 会員登録状況

	5年度	6年度	7年度
会員数（人）	801	804	834

（事業開始：平成16年11月）

イ 日常の活動状況

実施種目等	5 年度	6 年度	7 年度
実施種目数	31	31	28
実施事業数	45	45	46
回数	1,606	1,660	1,735
参加者数（人）	31,505	31,626	32,869

（事業開始：平成 16 年 11 月）

ウ イベント

21 周記念イベント開催 参加者数 2,100 人

※各種目とも人数制限を設け開催した。

エ 子育てネットワーク事業

子育てネットワーク事業について、親子体操を令和 8 年 3 月 7 日に実施し、30 名が参加した。

5 スポーツ推進委員運営

根拠法規：スポーツ基本法、目黒区スポーツ推進委員に関する規則

（１）目 的

区民に対するスポーツ・レクリエーション活動に関する指導・助言・相談や実技指導をはじめ、行政や住区住民会議等による各種スポーツ・レクリエーション事業への協力など、行政と区民のパイプ役を担い、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図る。

（２）概 要

NPO 法人目黒体育協会から 22 名、各住区住民会議（欠員の上目黒住区、向原住区、中根住区、自由が丘住区、八雲住区の 5 名を除く）から 1 名ずつ計 39 名を委嘱した。

区主催事業等への協力、体育協会や住区住民会議のスポーツ事業への参画、総合型地域スポーツクラブ事業の推進等を通じてスポーツ活動の普及啓発に取り組んでいる。

（３）実 績

目黒区スポーツ推進委員協議会事業及び研修会（主催、協力事業）

	5 年度	6 年度	7 年度
主催事業	6	5	6
協力事業	8	8	8
広報誌発行	3	3	3

（単位：回）

6 目黒区施設予約システム（スポーツ）

根拠法規：スポーツ基本法、スポーツ施設条例施行規則、

スポーツ施設予約システムの利用者登録に関する規則

（１）目 的

区立スポーツ施設の施設利用の申し込みをインターネットで可能とし、区民の利便性の向上、使用料の収納事務等の効率化を図る。

（２）概 要

あらかじめ利用者登録をした区民等が区立スポーツ施設を利用するにあたり、パソコン、施設に設置している利用者端末等から利用や抽選の申し込みを行うシステムを運用する。

(3) 実 績

ア 利用者登録団体数

(単位：団体)

	5 年度	6 年度	7 年度
登録団体数	3,369	3,358	3339

(事業開始：平成 17 年度)

イ 抽選申し込み数

(単位：件)

	5 年度	6 年度	7 年度
WE B	394,485	375,137	368,455
利用者端末	6,239	4,734	4,328
合計	400,724	379,871	372,783

(事業開始：平成 17 年度)

ウ 施設別選択倍率

(単位：倍)

施設名	5 年度	6 年度	7 年度
体育館	3.5	3.9	4.1
トレーニングスタジオ	0.7	0.6	0.5
区民プール	0.7	0.7	0.4
庭球場	22.7	21.7	20.9
野球場	0.8	1.0	0.6
サッカー場	0.2	0.2	0.1

7 スポーツ表彰

根拠法規：スポーツ基本法、目黒区スポーツ表彰実施要綱

(1) 目 的

スポーツを通じて優秀な成績を収めた区民及び団体を表彰し、その功績を称えることにより、区民にスポーツを奨励する。

(2) 概 要

東京都大会、関東大会、全国大会で優勝（1 位）及び国際大会 3 位以内、オリンピック・パラリンピック競技大会 8 位以内に入賞した個人（区内在住・在学）及び団体（目黒区体育協会加盟団体等）に対し、表彰状と副賞を贈呈する。（アマチュアスポーツの個人・団体に限る）

(3) 実 績

	5 年度	6 年度	7 年度
個人（人）	28	43	52
団体（件）	14	9	16

(事業開始：平成 18 年度)

8 スポーツ振興基金

根拠法規：目黒区スポーツ振興基金条例（平成 29 年 10 月 1 日制定）、目黒区スポーツ振興基金取扱要綱

(1) 目 的

スポーツを通じた区民の健康増進、コミュニティ形成、スポーツ機会創出事業に資するため、寄付金による基金を創設し、目黒区スポーツ推進計画に基づいたスポーツの振興や次世代育成等の取り組みに活用する。

(2) 概 要

スポーツ振興に関心を持つ個人、団体、事業者等からの指定寄付金（スポーツ振興寄付金）、スポーツ振興飲料自販機（総合庁舎内に1台設置）の年間売り上げの一部（30%、覚書による）を基金として積み立てる。

(3) 実 績

			5 年度	6 年度	7 年度
寄付 内 訳	個人	件数	45	63	28
		金額	6,115,000	10,159,500	3,977,500
	団体・法人	件数	1	1	1
		金額	865,000	849,000	1,005,000
寄付合計		件数	46	64	29
		金額	6,980,000	11,008,500	4,982,500
利息		金額	14,118	44,579	184,000
取り崩し		金額	406,956	537,824	388,516
基金年度末現在高		金額	20,807,254	31,322,509	36,100,493

（事業開始：平成 29 年度）

令和 7 年度取り崩し額は、スポーツ振興助成事業（P77 参照）で活用。

9 学校開放

根拠法規：スポーツ基本法、学校教育法、社会教育法、

目黒区立学校施設使用条例、目黒区立小・中学校学校開放実施要綱

(1) 目 的

学校教育に支障のない範囲で、目黒区立学校（以下「学校」という。）の施設を区民に開放することにより区民の生涯学習及びコミュニティ形成の場として活用し、地域におけるスポーツ振興と区民相互の交流促進を図る。目黒区教育委員会からの補助執行事業。

(2) 概 要

教育委員会が運営し、学校ごとに設置された「学校開放運営委員会」（住区住民会議の構成員、学校職員、PTA の構成員、スポーツ推進委員等から組織される。）が運営の補助をする。なお、学校施設の使用見直し方針に伴い、令和 7 年度から学校施設利用団体登録を設け、ホーム校の登録及び、ホーム校の属する地区が利用できる地区割制度を導入した。あわせて、適切な受益者負担を図るため、学校施設使用料を導入した。

(3) 実 績

ア 校庭開放

令和 7 年度の団体開放は小学校 21 校、中学校 5 校で実施し、学校ひろば（個人開放）は小学校 21 校で実施した。（中学校は統合により令和 7 年度に 9 校から 7 校となった。また、令和 6 年度までは旧第十一中で学校ひろばを実施していたが、施設更新工事に伴い中止とした。）

利用状況

		5 年度	6 年度	7 年度
団体開放	回数	3,097	3,241	4,038
	人数	131,410	149,594	106,046
	実施校数	小学校 21 中学校 7	小学校 21 中学校 7	小学校 21 中学校 5
学校ひろば（個人開放）	回数	1,501	1,531	1,415
	人数	26,404	28,539	22,709
	実施校数	小学校 21 中学校 1	小学校 21 中学校 1	小学校 21 中学校 0

（事業開始：昭和 40 年度）

イ 体育館等開放

令和 7 年度の団体開放は小学校 22 校、中学校 6 校で実施し、個人開放は小学校 14 校、中学校 1 校で実施した。（中学校は統合により令和 7 年度に 9 校から 7 校となった。）

利用状況

		5 年度	6 年度	7 年度
団体開放	回数	8,095	8,214	8,588
	人数	199,641	203,878	180,678
	実施校数	小学校 22 中学校 8	小学校 22 中学校 8	小学校 22 中学校 6
個人開放	回数	439	441	398
	人数	4,570	5,553	5,573
	実施校数	小学校 14 中学校 1	小学校 14 中学校 1	小学校 14 中学校 1

（事業開始：昭和 53 年度）

ウ その他学校施設使用（目黒区立学校施設使用条例に基づく学校施設使用）

学校教育上支障がない場合、社会教育その他公共の目的のために、目黒区立学校施設使用条例に基づき、学校施設の体育施設部分の使用を承認する。（目的外使用）なお、学校施設の使用見直し方針に伴い、令和 7 年度からスポーツ団体の目的外使用については学校開放（団体開放）へ移行したため、利用件数が減少した。

利用状況

（単位：件）

	5 年度	6 年度	7 年度
校庭	5,573	4,723	160
体育館	1,552	1,282	345
プール	0	0	1

10 スポーツ機会創出事業

根拠法規：スポーツ基本法

（1）目 的

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や機運醸成事業によって得られた成果をレガシーとして活用し、スポーツ振興に活かすことで、健康の保持増進や障害者スポーツの推進を図る。

(2) 概 要

区内在住・在学の小・中学生とオリンピック等のトップアスリートとの交流イベント、DX を活用し多様なスポーツに親しめる e スポーツ体験イベント、障害の有無に関わらず誰もが楽しめるボッチャ大会、東京 2020 大会開催時にテコンドー競技の公式練習会場となった中央体育館でのテコンドーイベントなどを実施し、区民のスポーツ実施率の向上を図る。

令和 6 年度のテコンドー体験教室では、バーチャルテコンドーの体験も実施した。

(3) 実 績

ア イベント一覧

イベント名	日時	参加人数		
		5 年度	6 年度	7 年度
トップアスリート交流イベント【陸上】 (中央体育館・競技場)	7 年 8 月 30 日(土)	217 人	213 人	154 人
トップアスリート交流イベント【柔道】 (中央体育館・格技場)	7 年 9 月 13 日(土)			
トップアスリート交流イベント【ラグビー】 (中央体育館・競技場)	8 年 2 月 11 日(祝・水)			
e スポーツ体験イベント	7 年 9 月 13 日(土)			57 人
区民交流ボッチャ大会 (中央体育館・競技場)	8 年 1 月 17 日(土)	99 人	112 人	123 人
テコンドー体験教室 (中央体育館・競技場)	8 年 2 月 21 日(日)	38 人	65 人	41 人

イ スポーツ振興助成事業

身近な地域コミュニティである町会・自治会が自主的・自発的に行うスポーツ事業に対して助成金を交付し、スポーツ活動の機会・環境を整えることで、区民の健康づくり及びスポーツ振興の推進を図る。

●令和 7 年度申請団体

申請団体名	活動内容	申請額	交付決定額	確定額
宮前町会	夏休みラジオ体操	50,000 円	50,000 円	50,000 円
上三島森町会	夏休みラジオ体操	50,000 円	50,000 円	50,000 円
祐天寺町会ほか	上目黒・早起きラジオ体操	150,000 円	150,000 円	115,572 円
中二北町会ほか	夏休みラジオ体操	100,000 円	100,000 円	84,831 円
碑文谷一丁目町会	碑小学校夏休みラジオ体操	50,000 円	50,000 円	50,000 円
下目黒中町会	ラジオ体操	50,000 円	50,000 円	39,482 円
上目黒一丁目町会	上目黒一丁目町会ラジオ体操	39,560 円	39,560 円	34,560 円
八雲町会	夏休み子どもラジオ体操	50,000 円	50,000 円	50,000 円
青葉台日向町会	夏休みラジオ体操	50,000 円	50,000 円	33,473 円
中央町一丁目町会ほか	ソフトボール大会	200,000 円	200,000 円	200,000 円
緑が丘西地区自治会ほか	ボッチャ交流会	100,000 円	100,000 円	69,114 円
	計	889,560 円	889,560 円	777,032 円

※確定額の 1/2 (388,516 円) はスポーツ振興基金より拠出

ウ オクトーバー・ランアンドウォーク

「オクトーバー・ランアンドウォーク」とは、一般財団法人アールビーズスポーツ財団が主催するイベントで、10月の1か月間、無料の専用アプリを使ってウォーキングの歩数やランニングの走行距離を競うオンラインイベントである。

「全国市区町村対抗ランキング」や「個人ランキング」など、様々なランキング形式を通じて参加者の意欲を高め、全国の自治体住民の運動実施率を高めることを目的としている。

令和7年度は、区が独自に掲げた目標値（ウォーキングの累計歩数 120,000 歩以上、ランニングの累計走行距離 21.0975km 以上）を達成した区民の参加者に対して、区内商店で利用できるデジタルポイント 1,000 円分を進呈するという区民限定イベントを実施した。

◆参加にあたりダウンロードが必須となる無料アプリ

- ・「ウォーキングの部」…スポーツタウン WALKER
- ・「ランニングの部」…TATTA

【令和7年度の参加結果】

(1) 開催期間

令和7年10月1日（水）～10月31日（金）

(2) 参加自治体数

221 自治体

(3) 全国からの参加者数

331,917 人

(4) 本区の参加者数

ウォーキングの部	ランニングの部	合計
3,881 名	314 名	4,195 名

(5) 総歩数の全国自治体ランキング

	参加者全員の総歩数
実績	374,578,381 歩
ランキング	2 位/63 自治体 (※)

※人口 10 万人以上～50 万人未満の部

(6) デジタルポイントの付与

	ウォーキングの部	ランニングの部	両方の部	合計
ポイント付与者	1,214 人	104 人	14 人	1,332 人

(7) 実績

	合計
委託費	3,009,465 円
ポイント利用額	1,044,244 円
合計	4,053,709 円

第8 戸籍住民

1 戸籍事務

根拠法規：戸籍法、住民基本台帳法、人口動態調査令、墓地埋葬等に関する法律、
相続税法、目黒区手数料条例

(1) 概要

戸籍の編製及び附票の作成をするとともに各種証明の交付を行う。

(2) 実績

地区サービス事務所、コンビニ交付を含む。(単位：件)

	5年度	6年度	7年度
戸籍届書受付	15,695	16,449	16,390
戸籍・附票 各種証明 ※	133,366	116,353	113,201

※令和7年2月からオンライン申請を開始

	5年度	6年度	7年度
本籍数	131,085	131,436	131,914
本籍人口	305,933	306,186	306,595

2 戸籍証明書等の広域交付

根拠法規：戸籍法

(1) 概要

戸籍情報連携システムを使用して、目黒区以外が本籍地となっている「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」、「除籍全部事項証明書（除籍謄本）」、「改製原戸籍謄本」等の交付を行う。

(2) 実績

(単位：件)

	5年度	6年度	7年度
戸籍各種証明	536	8,362	13,021

※令和6年3月1日から発行開始

※本庁のみ

3 住民記録事務

根拠法規：住民基本台帳法、目黒区住民基本台帳法施行規則、目黒区印鑑条例、
目黒区印鑑条例施行規則、目黒区手数料条例

(1) 概要

区内に居住する住民を登録することにより、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務処理の基礎とするとともに、住民の記録を正確かつ統一的に行い、住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の事務の合理化に資する。また、当区の住民基本台帳に登録されている者の印鑑の登録事務を行う。

なお、平成24年7月9日付けで外国人登録制度が廃止され、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えられた。

(2) 実 績

地区サービス事務所、コンビニ交付を含む。

	5年度	6年度	7年度
住民異動受付	63,362 人	63,721 人	62,264 人
住民票の交付等	190,151 件	186,985 件	185,076 件
印鑑登録	13,286 件	13,524 件	13,185 件
印鑑証明	96,308 件	95,312 件	93,944 件
不在住証明	332 件	344 件	301 件
住民登録人口	280,126 人	282,281 人	283,510 人
住民登録世帯	160,638 世帯	162,537 世帯	163,795 世帯

※令和7年2月からオンライン申請を開始

4 広域交付住民票の発行

根拠法規：住民基本台帳法

(1) 概 要

住民基本台帳ネットワークシステムを使用して、目黒区以外に居住している方の「広域交付住民票」を発行している。

(2) 実 績

地区サービス事務所分を含む。

(単位：件)

	5年度	6年度	7年度
広域交付住民票発行件数	317	322	351

5 マイナンバーカード（個人番号カード）の交付

根拠法規：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）、住民基本台帳法、地方公共団体情報システム機構法

(1) 概 要

マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになる IC カードである。住民票を有するすべての方に1人1つの番号(12桁)が通知される。

マイナンバーカードの申請受付・発行は、国と都道府県・市区町村が共同で運営している地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が一括して行い、区では、交付手続き等を行っている。

(2) 実 績

(単位：件)

	5年度	6年度	7年度
マイナンバーカード発行件数	31,977	26,105	44,866

6 公的個人認証サービス

根拠法規：電子署名及び認証業務に関する法律、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

(1) 概 要

公的個人認証サービスとは、オンラインで（＝インターネットを通じて）申請や届出といった行政手続などやインターネットサイトにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段である。「電子証明書」と呼ばれるデータを、外部から読み取られるおそれのないマイナンバーカード等の IC カードに記録することで利用が可能となる。電子証明書には、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類がある。

公的個人認証サービスの利用は、税の申告（e-tax）のほか、様々な行政手続き等に広がっている。区では、マイナンバーカードへの電子証明書の記録処理等を行っている。

(2) 実 績

地区サービス事務所を含む。

（単位：件）

	5 年度	6 年度	7 年度
マイナンバーカードへの 電子証明書記録件数	37,648	69,553	98,571

7 コンビニエンスストアでの各種証明書の交付

(1) 概 要

平成28年2月1日から、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用し、目黒区に居住している方が、一部のコンビニエンスストアの端末機（マルチコピー機）から各種証明書を取得できるサービスを開始した。

- ・住民票の写し、印鑑証明書、課税（非課税）証明書、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍附票の写しの5種類
- ・手数料は、窓口での交付より1通当たり100円安く設定している。
- ・利用できる店舗は、全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール等
- ・取扱時間は、午前6時30分～午後11時（年末年始、保守点検日は除く）

(2) 実 績

（単位：件）

	5 年度	6 年度	7 年度
戸籍全部事項証明	8,044	8,323	7,248
戸籍個人事項証明	1,651	1,801	1,679
戸籍附票の写し	553	608	643
住民票	63,409	69,172	75,760
印鑑証明書	39,942	44,418	49,502

8 住居表示管理

根拠法規：住居表示に関する法律、目黒区住居表示に関する条例、

同条例施行規則、目黒区手数料条例、目黒区住居表示実施基準

(1) 概要

合理的な住居表示制度の実施及び公共の福祉の増進に資することを目的として、住居番号の付定・変更・廃止事務及び住居表示実施証明書の発行事務を行う。

(2) 実績

(単位：件)

	5年度	6年度	7年度
付定受付件数	702	728	702
住居表示実施証明書発行件数	45	33	43

9 土曜・日曜窓口の開設

(1) 証明窓口

実施業務	開設日・時間
ア 住民票の写しの発行 イ 印鑑登録証明書の発行	土曜・第2日曜 午前10時から午後4時半まで (祝日・年末年始を除く) ※令和6年12月から夜間窓口 (午後5時15分から午後7時まで)を廃止

(2) 異動窓口

実施業務	開設日・時間
ア 住民異動届 イ 印鑑登録	第2日曜・第4土曜 3月：土曜1日・4月：土曜1日(計2日) 午前10時から午後4時半まで ※令和6年12月から第4土曜窓口を開設

(3) マイナンバーカード交付窓口

実施業務	開設日・時間
ア マイナンバーカード交付 イ 電子証明書の発行・更新 他	第2日曜・第4土曜 3月：土曜1日・4月：土曜1日(計2日) 午前10時から午後4時半まで

第9 地区サービス事務所運営

根拠法規：目黒区地区サービス事務所設置条例、目黒区立住区センターの設置及び管理の基本に関する条例、目黒区立コミュニティルーム条例、目黒区住区住民会議の活動に対する補助金交付要綱

区内5地区サービス事務所では、まちづくり活動等のコミュニティ形成の支援と、住民票や戸籍の証明の発行等の公証事務を行っている。

1 コミュニティ支援

地区サービス事務所では、住区住民会議活動の支援や住区イベント事業への支援を行っている。

(1) 住区住民会議活動支援

住区住民会議のまちづくり活動に対して、補助金を交付し、活動の支援を行っている。

住区住民会議に対する補助金

(単位：千円)

地区名		5年度	6年度	7年度
補助額	北部(4住区)	4,320	4,389	4,409
	東部(4住区)	2,956	3,632	3,539
	中央(4住区)	3,266	3,005	3,073
	南部(5住区)	3,940	4,796	5,007
	西部(5住区)	4,767	4,879	4,898
	合 計	19,249	20,701	20,926

※中央地区の6・7年度補助金交付は3住区

(2) 住区イベント補助

地域住民による実行委員会が実施する住区イベントを支援し、コミュニティの形成と、連帯意識の高揚を図っている。

住区イベントに対する補助金

(単位：千円)

地区名		5年度	6年度	7年度
補助額	北部	720	720	720
	東部	333	180	245
	中央	360	180	360
	南部	780	540	497
	西部	900	900	900
	合 計	3,093	2,520	2,542

(3) 住区センター運営

住区センターコミュニティルームや児童館・学童保育クラブ、いこいの家コミュニティルーム、防災拠点を併設した住区センターを設置し（24カ所）、その管理を行っている。平成18年度からは住区住民会議を指定管理者として指定し、また令和6年度からは、8住区（9施設）について住区住民会議に代わって民間事業者を指定管理者として指定し、運営管理を行っている。

住区センターコミュニティルーム利用状況

住区名		5年度		6年度		7年度	
		延利用件数	利用率	延利用件数	利用率	延利用件数	利用率
北 部	駒 場	1,197	32.88%	1,324	36.29%	1,801	37.05%
	菅 刈	3,041	39.01%	3,441	44.75%	4,571	44.89%
	東 山	2,333	51.03%	2,293	50.45%	3,361	55.10%
	烏 森	967	26.75%	1,187	32.47%	1,438	29.39%
	計	7,538	38.42%	8,245	42.20%	11,171	42.90%
東 部	中目黒	3,021	55.41%	3,077	56.07%	0	0%
	田 道	1,196	43.99%	1,430	52.21%	2,006	55.40%
	三 田	2,805	38.71%	3,271	44.86%	4,496	46.36%
	下目黒	2,556	56.54%	2,839	62.64%	3,698	60.89%
	不 動	1,188	32.53%	1,239	33.85%	1,801	36.79%
	計	10,766	45.64%	11,856	50.00%	12,001	49.41%
中 央	上目黒	3,727	53.99%	4,078	58.49%	5,626	60.65%
	油 面	820	30.14%	732	32.88%	1,221	33.42%
	五本木	1,782	39.67%	2,016	44.31%	2,401	42.57%
	鷹 番	3,295	72.29%	3,343	73.15%	4,232	69.29%
	計	9,624	51.54%	10,169	55.51%	13,480	54.62%
南 部	月光原	951	34.42%	948	34.54%	981	31.20%
	向 原	1,224	41.09%	1,424	47.80%	1,937	48.69%
	碑	1,376	37.47%	1,632	44.80%	1,978	40.60%
	原 町	1,115	30.46%	1,230	33.83%	1,691	34.68%
	大岡山東	1,370	32.44%	1,884	41.32%	2,148	35.10%
	計	6,036	34.90%	7,118	40.53%	8,735	37.99%
西 部	大岡山西	1,825	39.76%	1,917	42.07%	2,314	38.10%
	中 根	1,707	46.70%	1,859	51.44%	2,067	46.45%
	自由が丘	1,859	60.39%	1,847	60.89%	2,548	62.59%
	宮 前	460	26.34%	439	25.14%	574	24.59%
	八 雲	3,160	49.74%	3,120	49.36%	4,031	47.81%
	東 根	1,330	27.06%	1,514	30.74%	1,835	27.96%
	計	10,341	42.49%	10,696	44.21%	13,369	41.88%
合 計		44,305	42.80%	48,084	46.54%	58,756	45.23%

※令和7年度、中目黒住区センターコミュニティルームは改修工事に伴い休館。

2 公証事務

根拠法規：住民基本台帳法、目黒区住民基本台帳法施行規則、目黒区印鑑条例、

目黒区印鑑条例施行規則、戸籍法、目黒区手数料条例

東部地区を除く、地区サービス事務所では、住民異動届の受付・住民票の発行・戸籍関係の証明等の公証事務を行っている。

地区サービス事務所別住民異動届等取扱件数の推移

地区名	項 目	5 年度	6 年度	7 年度
北 部	住民異動届受付	2,612	2,522	2,469
	住民票交付等	6,071	5,420	4,907
	印鑑登録	857	860	815
	印鑑証明	3,737	3,261	2,995
	不在住証明	4	2	5
	戸籍・附票各種証明	2,941	1,943	1,634
	計	16,222	14,008	12,825
中 央	住民異動届受付	1,629	1,748	1,645
	住民票交付等	4,738	4,204	3,543
	印鑑登録	492	462	513
	印鑑証明	3,802	3,224	2,636
	不在住証明	2	2	0
	戸籍・附票各種証明	1,968	1,511	1,154
	計	12,631	11,151	9,491
南 部	住民異動届受付	2,535	2,679	2,582
	住民票交付等	8,001	7,365	6,508
	印鑑登録	1,048	1,011	972
	印鑑証明	5,725	5,175	4,753
	不在住証明	9	6	4
	戸籍・附票各種証明	3,802	2,856	2,533
	計	21,120	19,092	17,352
西 部	住民異動届受付	3,902	3,926	3,631
	住民票交付等	13,003	11,630	9,939
	印鑑登録	1,512	1,541	1,404
	印鑑証明	9,726	9,053	7,541
	不在住証明	5	3	8
	戸籍・附票各種証明	6,264	5,069	4,056
	計	34,412	31,222	26,579
合 計	住民異動届受付	10,678	10,875	10,327
	住民票交付等	31,813	28,619	24,897
	印鑑登録	3,909	3,874	3,704
	印鑑証明	22,990	20,713	17,925
	不在住証明	20	13	17
	戸籍・附票各種証明	14,975	11,379	9,377
	計	84,385	75,473	66,247

区民生活部事業概要
(令和 7 年度実績)

令和8年8月発行

発行 目黒区

編集 目黒区区民生活部地域振興課

東京都目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号

電話 03(5722)9870

FAX 03(5721)7807